令 和 6 年

第１回神戸町議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 4 日　開会
令和 6 年 3 月 14 日　閉会

岐阜県神戸町議会

令和６年第１回神戸町議会定例会会議録目次

第　１　号　（３月４日）

開会 …… ３

会議録署名議員の指名について …… ３

会期の決定について …… ３

議第１号から議第５号までについて（提案説明・質疑・討論・採決） …… ３

議第６号から議第25号までについて（提案説明） …… １８

散会 …… ５１

第　２　号　（３月13日）

開議 …… ５４

一般質問 …… ５４

　宮　嶋　健太郎　君 …… ５４

　大　場　光　晴　君 …… ５９

　小　川　榮　一　君 …… ６５

　鈴　木　愛　子　君 …… ７２

散会 …… ８２

第　３　号　（３月14日）

開議 …… ８７

議第６号について（質疑・討論・採決） …… ８７

議第７号について（質疑・討論・採決） …… ８７

議第８号について（質疑・討論・採決） …… ８８

議第９号について（質疑・討論・採決） …… ８８

議第10号について（質疑・討論・採決） …… ８９

議第11号について（質疑・討論・採決） …… ８９

議第12号について（質疑・討論・採決） …… ９０

議第13号について（質疑・討論・採決） …… ９０

議第14号について（質疑・討論・採決） …… ９０

議第15号について（質疑・討論・採決） …… ９１

議第16号について（質疑・討論・採決） …… ９１

議第17号について（質疑・討論・採決） …… ９２
議第18号について（質疑・討論・採決） …… ９４
議第19号について（質疑・討論・採決） …… ９５
議第20号について（質疑・討論・採決） …… ９５
議第21号について（質疑・討論・採決） …… ９６
議第22号について（質疑・討論・採決） …… ９６
議第23号について（質疑・討論・採決） …… ９７
議第24号について（質疑・討論・採決） …… ９７
議第25号について（質疑・討論・採決） …… ９８
議第26号及び議第27号について（提案説明・質疑・討論・採決） …… ９８
議第28号について（提案説明・採決） …… ９９
町議第１号について（提案説明・質疑・討論・採決） …… １００
閉会 …… １０２

令和６年第１回神戸町議会定例会付議議案

議第１号　令和５年度神戸町一般会計補正予算（第６号）

議第２号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議第３号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議第４号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第２号）

議第５号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議第６号　空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第７号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第８号　神戸町監査委員条例の一部を改正する条例について

議第９号　神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第10号　神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第13号　神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議第14号　神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第15号　神戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議第16号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議第17号　令和６年度神戸町一般会計予算

議第18号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計予算

議第19号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算

議第20号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算

議第21号　令和６年度神戸町学校給食事業特別会計予算

議第22号　令和６年度神戸町水道事業会計予算

議第23号　令和６年度神戸町下水道事業会計予算

議第24号　町道路線の認定について

議第25号　町道路線の変更について

議第26号　人権擁護委員候補者の推薦について

議 第２７号　人権擁護委員候補者の推薦について

議 第２８号　副町長の選任について

町議第１号　神戸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

令 和 6 年 第 1 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 1 号 ）

令 和 6 年 3 月 4 日 （ 月 曜 日 ）

議　事　日　程（第１号）

令和６年３月４日（月曜日）午前９時30分開議

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　議第１号　令和５年度神戸町一般会計補正予算（第６号）

日程第４　議第２号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第５　議第３号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第６　議第４号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第２号）

日程第７　議第５号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議第６号　空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第９　議第７号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10　議第８号　神戸町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第11　議第９号　神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12　議第10号　神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13　議第11号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14　議第12号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第15　議第13号　神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16　議第14号　神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第17　議第15号　神戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

日程第18　議第16号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第19　議第17号　令和６年度神戸町一般会計予算

日程第20　議第18号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計予算

日程第21　議第19号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第22　議第20号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算

日程第23　議第21号　令和６年度神戸町学校給食事業特別会計予算

日程第24　議第22号　令和６年度神戸町水道事業会計予算

日程第25　議第23号　令和６年度神戸町下水道事業会計予算

日程第26　議第24号　町道路線の認定について

日程第27　議第25号　町道路線の変更について

出席議員（１０名）

議　長	西　脇　博　文　君	副議長	宮　嶋　健太郎　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
４　番	小　川　榮　一　君	６　番	林　　利　雄　君
７　番	宮　嶋　三　郎　君	８　番	飯　沼　　満　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	教　育　長	宇　野　秀　宣　君
総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	金　指　義　樹　君	民生部長兼 健康福祉課長	河　出　真　志　君
産業建設部調整監兼 建設課長兼 産業環境課長	土　屋　典　生　君	教育部調整監兼 生涯学習課長	石　原　宏　一　君
会計管理者	藤　井　徳　明　君	まちづくり 戦略課長	和　藤　潤　司　君
税務課長	清　水　利　恵　君	住民保険課長	末　村　春　美　君
子ども家庭課長	小　野　　健　君	上下水道課長	立　木　正　一　君
教育課長	大　坪　由　美　君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹　下　政　文	書　　記	伊　藤　美　月

午前９時30分　開会

○議長（西脇博文君）　おはようございます。

本日、令和６年の議会が開催されます。今年、元旦でございますけれども、能登半島のほうで大きな地震が発生し、多くの方が犠牲となりました。改めて、御冥福をお祈りするところでございます。また、まだ避難生活が続いておったり、けがをされた方、たくさんお見えになります。また、被災者になられた、被害で亡くなられました方の御家族の方、お見舞いを申し上げるところでございます。

こちらのほうもこうなりまして、要請により神戸町からも石川県のほうへ、市町に応援に出ておるということをお聞きしております。町の職員さん、大変でございますけれども、よろしくお願いいたしたいというふうに思っております。

ただいまから令和６年第１回神戸町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（西脇博文君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、会期を通じ、10番　鈴木愛子君、１番　深貝仁則君の御両名にお願いします。

会期の決定について

○議長（西脇博文君）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から３月14日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月14日までの11日間に決定しました。

議第１号から議第５号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第３、議第１号　令和５年度神戸町一般会計補正予算（第６号）、日程第４、議第２号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、日程第５、議第３号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、日程第６、議第４号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第２号）、日程第７、議第５号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）、以上５議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　おはようございます。

それでは、これより令和５年度一般会計補正予算等５議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第３、議第１号　令和５年度神戸町一般会計補正予算（第６号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和５年度神戸町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億7,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億3,100万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

第３条、債務負担行為の変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

第４条、地方債の追加・変更は、「第４表　地方債補正」による。

それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費の節２給料及び節３職員手当等については、人件費の減額補正であります。

このほか今回の補正予算において、正職員の給料、職員手当等及び共済費の人件費で3,250万円の減額。

款の区分で申し上げますと、総務費で2,200万円、民生費で950万円、教育費で100万円をそれぞれ減額しています。

この人件費につきましては、昨年９月議会の補正予算におきまして、人事異動による不足部分を、給与等を補うため2,200万円の増額補正をいたしております。当初予算と比較し、差引き1,050万円の減額となります。なお、これ以降、人件費の減額補正分につきましては、詳細な説明は省略させていただきますので御了解いただきたいと思います。

続いて、その下、目２人事管理費では、節３職員手当等の退職手当組合負担金で1,400万円の減です。負担割合の変更による差額分の減額であります。

その下、目４財産管理費では、節10需用費で100万円の減です。庁舎の高圧受電契約の更新

に伴う光熱水費の中で、電気代の減額であります。

なお、今回の高圧受電契約の更新によりまして、庁舎をはじめ各公共施設等において、合計で2,450万円の減額をしております。これ以降、光熱水費の電気代の減額の説明についても省略をさせていただきます。

節24積立金で２億6,715万7,000円の計上です。

内訳といたしましては、101．財政調整基金に２億1,914万円、105．ふるさと納税基金に4,800万円、106．再生可能エネルギー等導入促進基金に１万7,000円をそれぞれ積み立てるものであります。

次に、項２企画費、目５公共交通費では、節18負担金補助及び交付金で5,140万円。これは、養老線管理機構が実施いたします事業に対する補助金として、国の社会資本整備総合交付金を沿線３市４町がそれぞれ活用して事業を実施し、その部分を補助するものであります。補助率は２分の１であります。

次に、項３徴税費、目１税務総務費では、人件費の減額。

おめくりをいただきまして、14ページ、項４目１戸籍住民基本台帳費では30万円の減額補正であります。人件費での減額の一方、節12委託料の230万円は、戸籍法改正に伴いますシステムの改修委託料です。国の補助率10分の10となっております。

次に、項５選挙費、目４町議会議員選挙費では、節18負担金補助及び交付金で400万円の減額です。選挙ポスターや選挙ビラ、選挙運動用の自動車借り上げ料等の公費負担分の選挙公営負担金について、実績に応じまして減額をしております。

次に、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費では9,060万円の増額補正であります。

15ページにかけまして、まず国の低所得者支援及び定額減税補足給付金制度として、住民税均等割のみ賦課世帯に１世帯当たり10万円を給付するとともに、低所得者の子育て世帯への加算分として、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ賦課世帯で、18歳以下の児童を扶養している場合に、児童１人当たり５万円を給付する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金の支給に係る関係経費といたしまして7,860万円の計上です。その内訳は、節３職員手当等20万円は、職員の休日時間外勤務手当、節10需用費の50万円は、事務用品等の消耗品費に10万円と、確認書や封筒などの印刷製本費に40万円、節11役務費では、通信運搬費として郵便代に30万円と口座振込手数料に30万円の計上です。節12委託料の230万円は、行政情報センターへの給付システム改修委託料であります。節18負担金補助及び交付金の7,500万円は、物価高騰対応重点支援給付金として、その内訳は、住民税均等割のみ賦課世帯に１世帯当たり10万円を給付するものが710世帯と見込みまして7,100万円、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ

賦課世帯で、18歳以下の児童を扶養している場合に児童１人当たり５万円を給付するものが、対象児童を80人と見込み400万円であります。なお、これらの経費は国庫補助率10分の10であります。

今御説明申し上げた以外には、福祉医療費の関係で、その不足分を補うため、増額補正をしておりまして、その内訳は、節11役務費で、説明欄にありますように、101．乳幼児福祉医療審査手数料に25万円のほか、102．児童・生徒福祉医療、103．重度心身障害者福祉医療のそれぞれ審査手数料を増額しております。また、節19扶助費には1,150万円を計上しており、101．乳幼児福祉医療費に800万円と、104．重度心身障害者（後期高齢者）福祉医療費に350万円であります。

その下、目２老人福祉費は財源変更、目４ふれあいセンター管理費は電気代の減額。

その下、目５介護予防施設管理費では、節18負担金補助及び交付金で380万円の計上です。ばらの里の指定管理者に対しまして、光熱費の高騰分を補填するため、指定管理者事業継続支援金を支給するものであります。

その下、目８障がい福祉サービス費では、節27繰出金で390万円の減額で、決算見込みによりまして、障がい福祉サービス事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

おめくりをいただきまして、16ページ、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は人件費の減額、その下、目２児童措置費では、1,868万4,000円の減額であります。節10需用費の500万円は電気代の減額、節12委託料では、実績によりまして、保育所広域入所委託料で60万円の減額、節19扶助費の1,400万円の減額は児童手当分で、決算見込みにより減額するものであります。節22償還金利子及び割引料では、まず国庫償還金として86万9,000円の計上であります。内訳は、令和４年度保育士処遇改善臨時特例交付金をはじめ、子どものための教育・保育給付交付金、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金の交付額確定に伴う国庫分の返還金、その下、県費償還金の４万7,000円は、子どものための教育・保育給付交付金の、こちらも交付額確定に伴います県費分の返還金であります。

その下、目４放課後児童クラブ運営費では、節１報酬で230万円の増額でありまして、指導員の人数増によります不足分の計上であります。

続きまして、款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費の44万2,000円は、節22償還金利子及び割引料として、令和４年度母子保健衛生費国庫補助金の額の精算による国庫償還金であります。

その下、目２予防費では1,922万円の減額補正です。節11役務費の80万円の減額は、新型コロナワクチン接種に係ります郵便代での減額、節12委託料の1,900万円の減額は、101．予防接種、102．がん検診委託料での減額のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関係しまして、

109．ワクチン接種、111．コールセンター業務の委託料を決算見込みに応じましてそれぞれ減額しております。節22償還金利子及び割引料の58万円につきましては、令和４年度感染症予防事業の国庫補助金の額確定に伴う国庫償還金であります。

その下、17ページです。

目３環境衛生費では、節18負担金補助及び交付金で239万2,000円の減額で、決算見込みによりまして、住宅用太陽光発電システム設置整備費補助金を減額するものであります。

その下、目４保健センター管理費では、節14工事請負費で120万円の減額、受電設備修繕工事について、複数年をかけて分割して修繕工事を実施していく予定をしておりましたが、調査の結果、単年度に一括して改修したほうが効率的かつ安価であることが判明したため、令和５年度の執行を見送りまして、令和６年度新年度に全体予算を計上することとしたための減額であります。

その下、目５斎苑管理費は、電気代の減額。

続きまして、款６農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費では、節１報酬で171万円の増額補正であります。農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の活動や成果実績に伴う報酬の増額であります。

その下、目３農業振興費では、節18負担金補助及び交付金で1,178万3,000円の増額であります。内訳は、101．農事改良組合長研修交付金について、事業中止のため、21万7,000円を減額する一方、102．地域集積協力金の580万円と、その下、103．集約化奨励金の620万円は、いずれも南方村西圃場整備事業に係ります集積協力金でありまして、県補助率10分の10であります。

その下、目５農地費では、節18負担金補助及び交付金で97万円の増額であります。県営事業で行っております農村振興総合整備事業の池田２期地区負担金として、追加の工事施工費用を神戸町負担分として支払うものであります。

次に、18ページにかけまして、款８土木費、項１土木管理費、目１土木総務費では343万6,000円の減額であります。節12委託料では、実績により木造住宅耐震診断派遣業務委託料で23万6,000円の減額、節18負担金補助及び交付金の320万円の減額は、101．木造住宅耐震補強工事補助金で220万円、102．建築物耐震診断補助金で100万円をそれぞれ実績を踏まえ減額するものであります。

次に、項２道路橋りょう費、目２道路新設改良費では1,030万円の減額であります。節16公有財産購入費で、決算見込みから100万円の減額、節18負担金補助及び交付金では、県営事業負担金の額確定によりまして880万円の減額、節21補償補てん及び賠償金についても、決算見込みから50万円をそれぞれ減額しております。

その下、目３橋りょう維持費では、節14工事請負費で、橋りょう維持工事費を決算見込みよ

り1,000万円減額しております。

次に、19ページにかけまして、項４都市計画費、目１都市計画総務費では、節12委託料で400万円を減額するもので、都市再生整備計画策定業務委託について、委託する業務内容の精査や見直しによりまして減額するものであります。

次に、款９項１消防費、目１非常備消防費では、節１報酬で350万円の減額で、消防団員の出動報酬を実績に応じ減額しております。

その下、目３防災費では、節17備品購入費で350万円を減額するもので、防災行政無線の戸別受信機を購入予定しておりましたが、令和６年度と７年度の２か年事業でデジタル化への移行更新を予定することに伴いまして、現行の機器の購入を見送ったことによる減額であります。

続きまして、款10教育費、項２小学校費、目１学校管理費と、その下、項３中学校費、目１学校管理費では、ともに電気代の減額。

おめくりをいただき、20ページお願いいたします。

項４社会教育費、目１社会教育総務費は人件費の減額、目４公民館管理費では電気代の減額、目７文化施設管理費では、節24積立金で、文化施設運営基金への積立金に17万円の増額です。日比野五鳳先生の作品集図録等販売収入分であります。

最後に、項６学校給食費、目１学校給食センター費については、節１報酬で800万円の減額で、こちらは実績により調理員の報酬を減額するほか、電気代の減額を行うものであります。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、９ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款10項１目１地方交付税、節１普通交付税では、額の確定によりまして１億2,658万6,000円の増額であります。

次に、款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節２児童福祉費負担金では、児童手当負担金で1,020万8,000円の減額、その下、目２衛生費国庫負担金、節１保健衛生費負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で1,200万円の減額であります。

次に、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金、節１総務管理費補助金の230万円は、歳出のところで御説明申し上げましたように、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、戸籍システムの改修経費分で補助率10分の10、節２企画費補助金では、社会資本整備総合交付金として2,570万円の計上で、養老線管理機構が実施する事業であります。補助率は２分の１であります。

その下、目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費補助金の7,860万円は、こちらも歳出のところで申し上げましたが、国の低所得者支援及び定額減税補足給付金制度としてそれぞれの対

象者に給付金を支給するもので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費補助金として7,500万円と、その事務費等に充てる補助金360万円であります。

その下、目４土木費国庫補助金では、節１土木費補助金で1,840万円の減額、それぞれ実績によりまして、001．社会資本整備総合交付金で1,360万円の減額、002．道路メンテナンス事業補助金で480万円それぞれ減額しています。

10ページをお願いいたします。

款15県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節２児童福祉費負担金では、児童手当負担金の県費分で189万4,000円の減額であります。

次に、項２県補助金、目１民生費県補助金、節１社会福祉費補助金では590万円の増額です。その内訳は、001．福祉医療費助成事業審査支払事務補助金で15万円、003．乳幼児福祉医療費助成事業補助金で400万円、004．重度心身障害者福祉医療費助成事業補助金で175万円をそれぞれ福祉医療費関係の不足分を補うため、それぞれ増額となっています。

その下、目２衛生費県補助金、節１保健衛生費補助金では、太陽光発電設備等設置費補助金を事業費の減によりまして239万2,000円の減額、その下、目３農林水産業費県補助金、節１農業費補助金で1,478万6,000円の増額は、009．農地利用最適化交付金では278万6,000円の増額でありまして、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の活動実績等に応じた増額、010．機構集積協力金交付事業補助金の1,200万円は、南方村西圃場整備事業に係ります集積の協力補助金であります。いずれも、補助率10分の10であります。

その下、目５土木費県補助金、節１土木管理費補助金は、建築物等耐震化促進事業費補助金として、実績に応じ90万9,000円を減額するものです。

その下、11ページをお願いいたします。

款17項１寄附金、目２総務費寄附金の4,800万円の増額は、ふるさと納税寄附金でこれまでの実績及び今後の見込みにより増額するもの、その下、目３民生費寄附金の60万円は、指定寄附を受け、社会福祉費の介護予防施設管理費に充てるものでございます。

次に、款18繰入金、項１特別会計繰入金、目１後期高齢者医療特別会計繰入金の252万円は、令和４年度の精算分であります。

款20諸収入、項４受託事業収入、目１民生費受託事業収入の800万円は、岐阜県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施した保健事業費及び介護予防事業費分であります。

12ページにかけまして、款20諸収入、項５目３の雑入では21万1,000円で、035．日比野五鳳先生の作品集図録等販売収入で17万円のほか、038．その他の雑入で４万1,000円を計上し、予算額を調整しております。

最後に、款21項１町債、目１総務債、節１臨時財政対策債は、発行可能額が確定したことに

より1,360万円を減額、また節２地域公共交通再構築事業債の2,570万円は、養老線管理機構が実施する事業の神戸町分であります。

その下、目２土木債、節１公共施設等適正管理推進事業債は、事業費の確定により500万円を減額するものであります。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

戻っていただきまして、４ページを御覧いただきたいと思います。

第２表　繰越明許費でございます。

御覧の表のとおり、款２総務費、項２企画費、事業名、地域公共交通再構築事業5,140万円、款２総務費、項４戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム改修事業1,330万円、款３民生費、項１社会福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援給付金事業7,860万円。

以上、３つの事業を令和６年度に繰り越すものでございます。

その下、５ページをお願いいたします。

第３表　債務負担行為補正でありますが、変更として、令和５年９月議会の補正予算で、御議決をいただきました放課後児童クラブ運営業務委託事業につきまして、限度額を300万円増額し１億5,000万円とするものであります。

続いて、６ページをお願いいたします。

第４表　地方債補正でありますが、まず上段の追加として、起債の目的、地域公共交通再構築事業債、限度額2,570万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

下段の変更として、臨時財政対策債について、限度額を1,360万円減額し5,040万円とするもの、公共施設等適正管理推進事業債（橋りょう塗装修繕事業）につきましては、限度額を500万円減額し1,000万円とするもので、それぞれ起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上、令和５年度神戸町一般会計補正予算（第６号）についての説明とさせていただきます。

次の、議第２号から議第５号までの４議案については、それぞれ民生部長、産業建設部調整監が御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（西脇博文君）　民生部長　河出真志君。

○民生部長兼健康福祉課長（河出真志君）　おはようございます。

続きまして、日程第４、議第２号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

補正予算書を御覧ください。

令和５年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

７ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費は、歳入の普通交付金の減額に伴い財源内訳のみの変更で、補正額はございません。

次に、款３国民健康保険事業費納付金につきましても、項１医療給付費分、次の項２後期高齢者支援金等分、１枚おめくりいただき、８ページの項３介護納付金分いずれも財源内訳のみの変更で、補正額はございません。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

５ページをお開きください。

初めに、款１項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税は、確定見込額の減に伴い、節１医療給付費分現年課税分を2,900万円、節２後期高齢者支援金分現年課税分を1,390万円、節３介護納付金分現年課税分を160万円それぞれ減額するものであります。

次に、款４県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節１普通交付金は、保険給付費の実績を見込みまして1,049万4,000円の減額であります。

次に、款６繰入金、項２目１基金繰入金は4,000万円の増額です。

先ほど御説明いたしました保険税及び普通交付金の減額を補うため、国民健康保険基金から繰り入れるものであります。

１枚おめくりいただき、６ページを御覧ください。

款７項１繰越金は、確定しました前年度繰越金1,499万4,000円を計上しております。

以上、令和５年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についての御説明とさせていただきます。

続きまして、日程第５、議第３号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

補正予算書を御覧ください。

令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億4,900万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

最終の６ページを御覧ください。

初めに、款２項１後期高齢者医療広域連合納付金は、節18負担金補助及び交付金の保険料等負担金で県の広域連合からの提示により400万円の増額であります。

次に、款３保健事業費、項１健康保持増進事業費、目１健康診査費、節12委託料は、実績の確定に伴いまして352万円の減額であります。

次に、款４諸支出金、項２繰出金、目１一般会計繰出金は、前年度までの繰越金の精算分252万円を増額するものであります。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

５ページをお聞きください。

款１項１後期高齢者医療保険料は、目１特別徴収保険料814万4,000円の増額、目２普通徴収保険料は1,203万3,000円の減額、確定見込額の増減に伴い、現年度分を補正するものであります。

次に、款３後期高齢者医療広域連合支出金、項１委託金、目１保健事業費委託金は、すこやか健診費用実績に伴う400万円の減額であります。

次に、款５繰越金は、前年度繰越金の確定により1,016万7,000円の増額、次に款６諸収入、項４雑入は、令和４年度分の保健事業費負担金の精算分で72万2,000円の増額であります。

以上、令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第６、議第４号　令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

補正予算書を御覧ください。

令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,800万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

最終の７ページを御覧ください。

初めに、款１項１もちのき園運営事業費、目１運営費、節１報酬は、会計年度任用職員の勤務実績により50万円の減額、節10需用費10万円の減額は、光熱水費今後の支出額を見込額によ

り減額するものです。

節18負担金補助及び交付金では、社会福祉協議会からの派遣職員の人件費の確定により50万円の減額であります。

次に、款２項１たんぽぽ学園運営事業費、目１運営費、節３職員手当等では、正規職員の人件費60万円の減額、節10需用費30万円は、光熱水費今後の支出額見込額により減額するものであります。

続きまして、歳入の御説明申し上げます。

５ページをお開きください。

初めに、款１障がい福祉サービス費、項１介護給付費、目１生活介護費では、利用日数の増により50万円の増額。

次に、項２障害児通所給付費、目１児童発達支援費は、利用人数及び利用回数の増により50万円の増額であります。

項３相談支援費、目１障害児相談支援費では、利用人数の増により80万円の増額であります。

次に、款３繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金は、もちのき園及びたんほぽ学園運営事業費の減額及び障がい福祉サービス費の増により390万円の減額であります。

次ページを御覧ください。

最後に、款６県支出金、項１県補助金、目１障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策補助金10万円は、今年度県において光熱費等の物価高騰の影響を受ける障がい者・児を支援する施設を対象としてもちのき園及びたんぽぽ学園、それぞれ５万円、計10万円の補助を受けたものであります。

以上、令和５年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計補正予算（第２号）についての御説明とさせていただきます。

○議長（西脇博文君）　産業建設部調整監　土屋典生君。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　続きまして、日程第７、議第５号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を説明させていただきます。

補正予算書を御覧ください。

令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億3,450万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,950万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条、既定の地方債の変更は、「第２表　地方債補正」によるとするものです。

それでは、補正予算書の最後のページ、８ページをお開き願います。

歳出から説明申し上げます。

初めに、款１項１公共下水道費、目１一般管理費、節２給料100万円及び節３職員手当等80万円の減額は、人件費の減額補正であります。

目２公共下水道建設費、節14工事請負費の１億2,950万円の減額は、後ほど歳入で御説明をさせていただきます国庫補助金であります社会資本整備総合交付金の減少により事業の見直しを行い、工事請負費を減額するものです。

目３浄化センター管理費、節14工事請負費350万円の減額は、実績によるものでございます。

款２項１公債費、目２利子、節22償還金利子及び割引料30万円は、町債利子の確定により増額補正するものであります。

６ページへお戻りください。

歳入の御説明をさせていただきます。

款１分担金及び負担金、項１負担金、目１公共下水道事業受益者負担金は、実績に応じ42万円の増額、款２使用料及び手数料、項１使用料、目１下水道使用料は、実績や今後の見込みに応じ800万円の減額、款３国庫支出金、項１国庫補助金、目１公共下水道費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の額の確定により3,950万円の減額、款５項１目１繰越金は、前年度繰越金が確定したことにより1,413万5,000円を増額するものです。

７ページを御覧ください。

款６諸収入、項２目１雑入は、消費税及び地方消費税還付金の額の確定により55万5,000円を減額するものです。

最後に、款７項１町債、目１公共下水道債につきましては、事業費の確定により１億100万円を減額するものです。

３ページへお戻りください。

第２表　地方債補正です。

先ほど御説明いたしましたとおり、地方債限度額を１億100万円減額し３億2,600万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

以上、令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

以上が、議第１号から議第５号までの５議案の説明でございます。よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げ提案説明を終わります。

○議長（西脇博文君）　これより議第１号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

飯沼議員。

○８番（飯沼　満君）　今、的確な補正予算の御説明でありましたが、県補助金等においてかなりの減額補正があると。例えば、９ページの土木費国庫補助金、1,800万の減額補正。こういうものに対して、私は予算をつくるときの詳細は分かりませんが、国の内示を受けて当初予算を組んでいらっしゃるのか、またうちの都合で減額補正であれば、今後国等の補助金の削減を求められる予定はないのか。そこのところをお聞きしたいと。もし、うちの事情でできない場合であれば、過大な補助金の要求をし過ぎじゃないかと、来年度以降考えますよということを言われるのか。当初予算を組んでおいて、国から課題が下りてこなかったから減額したのか、ちょっとそこのところを詳しく御説明願いたい。

○議長（西脇博文君）　産業建設部調整監　土屋典生君。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　飯沼議員の御質問に答えさせていただきます。

９ページの款14国庫支出金、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金の001．社会資本整備総合交付金につきましては、国の要望額をしておる段階で予算を計上しておりますが、４月以降の内示額の減少により予算が見込めなかったため、事業を減少することによる減額でございます。

002．道路メンテナンス事業補助金につきましては、事業費の確定により減額をさせていただくものでございます。

新年度以降、補助金につきましては的確にしていきますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇博文君）　飯沼議員。

○８番（飯沼　満君）　お聞きしたいのは、神戸町が独自で積算をして国に要望を出しておるのかということ。もう一つは、国からこのぐらいなら来年度、再来年度はいいですよという御提案を受けて予算をつくっておるのか、そこのところをちょっと教えていただきたい。

○議長（西脇博文君）　産業建設部調整監　土屋典生君。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　当然、町のほうで積算をいたしまして、国のほうへ必要額を要望させていただいております。現状といたしましては、なかなか国庫補助金の内示額がつかない、少ないというのが現状でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇博文君）　飯沼　満君。

○８番（飯沼　満君）　３回目、最後ですから、町の要望で出しておって国が少なかったと。そ

んな予算の組み方なら何を組んでもできんと思う。神戸町の要求に対して、いや、国が駄目ですよというような予算の組み方をしてくれるなと。もし、年度内に内示をいただいておるのであれば、内示をいただいておるのは、なぜもらえるのかということを強く交渉してほしい、執行部として。それによって減額を認めるようにしてほしい。安易な考え方で、町が必要だからといって、県の補助金、国の補助金等を要望して、駄目でしたとずうっと続くようであれば、今後国・県においても神戸町に対する補助金の在り方を考えてくるかも分からん。そこのところを今後よく考えてやっていただきたい。以上です。

○議長（西脇博文君）　答弁はよろしいですか。

○８番（飯沼　満君）　いいです。

○議長（西脇博文君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第１号　令和５年度神戸町一般会計補正予算（第６号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第２号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第２号　令和５年度神戸町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第３号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第３号　令和５年度神戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第４号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第４号　令和５年度神戸町障がい者福祉サービス事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議第５号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第５号　令和５年度神戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

ここで10時55分まで休憩します。

午前10時34分　休憩

午前10時55分　再開

○議長（西脇博文君）　休憩を終わり、会議を続けます。

議第６号から議第25号までについて（提案説明）

○議長（西脇博文君）　日程第８、議第６号　空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第９、議第７号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第８号　神戸町監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第９号　神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第10号　神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第11号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第12号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第13号　神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第14号　神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第15号　神戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第16号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第17号　令和６年度神戸町一般会計予算、日程第20、議第18号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計予算、日程第21、議第19号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議第20号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算、日程第23、議第21号　令和６年度神戸町学校給食事業特別会計予算、日程第24、議第22号　令和６年度神戸町水道事業会計予算、日程第25、議第23号　令和６年度神戸町下水道事業会計予算、日程第26、議第24号　町道路線の認定について、日程第27、議第25号　町道路線の変更について、以上20議案を一括議題とします。

この際、町長　藤井弘之君から令和６年度の施政方針について発言を求められております。よって、これを認めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　本日、令和６年第１回議会定例会が開会されるに当たり、会期を本日より３月14日までの11日間と御決定をいただきました。会期中の各常任委員会を含め、議員各位には御審議等よろしくお願い申し上げます。

また、ただいまは令和５年度一般会計補正予算等５つの補正予算につきまして御議決を賜り

ありがとうございました。

まず冒頭に、令和６年元日に発生した能登半島地震は、石川県を中心に北陸各地の広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。この地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族と被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災者の救済と被災地の復興支援のために御尽力されている方々に深い敬意を表します。

現在、神戸町では、発災当初より総務省の応急対策職員派遣制度により、岐阜県が対口支援団体となっている被災市町に対し、県や県内市町村と連携を図りながら要請に即応し、最大限の支援に取り組んでおります。

これまでに、人的支援では、罹災証明発行や避難所運営支援をはじめ、災害廃棄物処理、保健師による健康管理業務等、各分野の支援のため、職員を継続的に派遣しております。また、義援金の受付や災害支援物資の提供などを行うことによりまして、同じ自治体として一日も早い復旧・復興につながればと心から願っております。さらには、被災地の様子を目にするたびに、行政運営の基本で最大の責務は、町民の生命・財産、そして生活を守ることであると再認識するとともに、その備えを怠らぬよう万全を期してまいる所存であります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、過去３年余りに及ぶ新型コロナ感染症との闘いにおいて議員各位のお力添えを賜り、そして町民の皆様の御協力をいただきながら、職員が一丸となって行政としての責務を果たすべく努力をしてまいりました。そのような中、昨年５月には、新型コロナウイルス感染症法上の分類が２類相当から季節性インフルエンザと同じ５類に移行され、これまでの制限が緩和され、ようやく以前の日常生活や地域経済への期待感も感じられつつあります。

これまで、コロナ禍で自粛や縮小されていた様々な事業等が各方面でも再開され、神戸町においても、10月には４年ぶりとなる、これまでのどんとこい祭りと装いを一新し、秋のイベント、神Ｆｅｓ！2023を開催することができました。町民の皆様が待ち望んでいたまちのにぎわいを取り戻す一助となるイベントとなり、多くの方に御来場いただき、盛大に開催することができました。このように、令和５年度はコロナ前の日常を、徐々にではありますが、実感することができる年になったと感じております。また、令和５年度に予定しておりました諸事業につきましても、議員各位をはじめ、町民の皆様の御指導と御協力を賜りながら着実に進めていくことができました。ここに重ねて厚くお礼を申し上げ、これより令和６年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、現在の我が国の経済状況につきましては、景気はこのところ一部に足踏みも見られるものの、コロナ禍の３年間を乗り越え、緩やかに改善しつつあります。また、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱

却して経済の新たなステージに移行するチャンスを迎えようとしています。

その一方で、ウクライナ情勢の長期化や円安等を要因とした原油価格や物価高騰が続いており、我々の生活を直撃しております。加えて、中東情勢の緊迫化によって深刻度はさらに増し、住民生活は依然として不安定な状況にあります。こうした中、神戸町におきましても、資材価格の高騰に加え、高齢化の進行による社会保障費の増加に直面するなど多額の財政需要が見込まれ、引き続き厳しい財政運営が続くと予想されますが、町民サービスの低下を招かないことを念頭に置きつつ、限られた財源を有効的に、効果的に活用することが重要であると考えております。

さらには、町民の皆様の安全・安心に資する取組、健やかな暮らしを支援する施策、デジタル化の推進などによる町民の皆様の利便性の向上、子供や教育、脱炭素社会をはじめとする次世代への投資などに主眼を置き、今進めるべき施策を堅実に実行し、未来に向けたまちづくりを推進してまいる所存であります。

それでは、令和６年度の諸施策について順次申し上げます。

初めに、全体像としましては、第５次総合計画の最終年度である締めくくりとなっておりますので、まちの将来像である「暮らしやすさ実感ごうど（ＧＯ＆ＤＯ）マイタウン」の具現化に向けて、引き続き努めてまいります。あわせまして、神戸町まち・ひと・しごと創生、第２期総合戦略の着実な推進を図ることで、人口減少や地域の諸課題に対して、戦略的かつ積極的に取り組んでまいります。さらに、私のマニフェストで掲げております「住み続けたいまち　ごうど」をつくるべく、強い使命感をもって町政運営を進めていきたいと考えております。

その一方で、様々な施策を実行していくためには、健全な財政運営を堅持していくことは極めて重要であります。より足腰の強い行財政基盤の構築を図るため、長期的な視点に立ち、町民の皆様からも信頼される町政運営にも努めてまいります。

以上のことを踏まえ、令和６年度予算は、「住み続けたいまち　ごうど」の実現に向け、厳しい財政状況の中、限りある財源を効果的に配分するとともに、町民の声にしっかりと耳を傾け、心に寄り添いながらより質の高いきめ細やかな行政サービスを提供するため、子育て環境の充実、生活環境の強靭化、寄り添う支援の充実、ゼロカーボンシティへの挑戦、まちの魅力アップ、新しい役場づくりの６つの柱を重点に置き予算を編成いたしました。

その結果、一般会計と特別会計及び企業会計を合わせた予算規模は124億440万円となり、対前年度当初比の10.1％の増、また一般会計の総額につきましては、対前年度当初比の10.6％増の76億2,000万円を計上いたし、過去最大規模となる予算案としたところであります。

それでは、新年度の重点施策につきまして、歳出の概要を総務部等４部門に分けまして御説明させていただきます。

初めに、総務部関係では、安全・安心なまちづくりを推進するため、引き続き防災・減災と防犯対策を行ってまいります。町政運営の基本は、町民の生命・財産を守ることであり、毎年全国各地で発生する地震や風水害等のあらゆる自然災害を教訓として、災害に強いまちづくりを一層推進してまいります。

まず、令和６年度から７年度の２か年継続事業で、防災行政無線のデジタル化更新事業を進めてまいります。現在のアナログ方式の防災無線は、運用開始から20年余りが経過しているため、より効果的に情報配信ができるよう、令和６年度には実施設計並びに親局と遠隔制御局の工事を行い、７年度には戸別受信機の更新を予定しております。

また、新たに高齢者等家具固定器具購入助成事業をスタートいたします。高齢者世帯等を限定に、家具固定器具の購入費用の一部を助成することで、地震発生時の家具転倒事故の防止につなげてまいります。

また、犯罪防止や抑止効果のため、令和５年度には防犯カメラを50台設置するまちかど防犯カメラ設置事業に着手をいたしました。その適切な運用管理を図りながら、各区における防犯カメラ等設置事業と併せ、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

一方、交通安全対策としては、引き続き自転車乗車用ヘルメットの購入に係る費用の助成制度を行ってまいります。ヘルメットの着用を促進するとともに、事故時の被害リスク軽減を目的にこの事業を継続していきます。

次に、令和３年度からスタートしております通学定期券購入助成事業は、高校生世代の子供を持つ保護者の経済的負担の軽減と公共交通機関の利用促進を図るため、この両面から実施しており、通学定期券購入費の３分の１を助成する事業として、引き続き進めてまいります。

また、養老鉄道につきましては、沿線７市町で設立した一般社団法人養老線管理機構において、鉄道施設の保有管理を担うべく、継続運営のために財政支援を行ってまいります。

次に、町の活性化対策として移住・定住の促進事業につきましては、定住促進奨励金事業、三世代同居等支援奨励金事業等を引き続き実施してまいります。

さらに、活性化の要であります観光事業の推進につきましては、これまで同様に、本町の観光資源である神戸山王まつりやばら公園いこいの広場などの魅力について、そのＰＲ方法等に工夫して事業展開を図るとともに、ごうど観光交流館「ひよしの里」の一層の活用を図りながら、関係団体と共に神戸町の魅力と情報を発信してまいります。

また、令和５年度からまちづくり活動助成金事業を開始しており、３グループに助成金を交付いたしました。引き続き、まちづくり団体やグループが行う創意と工夫にあふれた自主的かつ主体的な事業に対し、その活動を支援することで、まちづくりへの参画の促進を図ってまいります。

また、これまでのどんとこい祭りに代わるイベント、神フェス！2024の第２回目の開催経費を計上いたしております。コロナ禍で途絶えたまちのにぎわいの創出と人と人との交流につながればと考えております。

まちづくりの指針となります第５次総合計画が令和６年度に期間満了となります。令和７年度以降のまちづくりの基本方針となる第６次総合計画の策定に向け、令和５年度より２か年継続事業で進めておりまして、今年で２年目となります。また、同時に第３期総合戦略及び人口ビジョンの策定を行ってまいります。

続いて、神戸町では、さきの２月15日にゼロカーボンシティ宣言を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めております。その一つとして、次世代自動車購入費補助金事業は、電気自動車等の次世代自動車を購入する町民及び町内事業者に対し、その購入費用の一部を補助するものであります。また、令和６年度には庁用車１台の更新を控えておりますが、軽自動車の電気自動車の購入を予定しており、温室効果ガスの排出削減に努めてまいります。

次に、デジタル化の推進については、令和６年度にはキャッシュレス決済端末導入事業を実施いたします。必要となる端末や機器等を購入し、今後は役場窓口での証明書発行手数料や施設使用料等の納付時にキャッシュレス決済が可能となります。また、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を読み込むことにより、自動で申請書類等を作成することができる書かない窓口機器購入事業も併せて実施いたします。これら２つのデジタル技術を活用した取組を進めることと、並行して誰一人取り残さないデジタル社会を実現するため、情報格差対策にも着手することにより、町民の皆様のさらなる利便性の向上を実現してまいりたいと考えております。

さらには、令和６年度より総務課内にデジタル推進に特化した担当職員を配置いたします。段階的に庁舎内のＤＸ化を加速させることにより、スマートな役所づくりを構築し、さらなる業務の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、民生部関係です。

初めに、子育て支援として、安心して子供を産み育てることができるよう、子育て環境の充実を図るため、すくすくばら菜っこ応援事業を引き続き進めるとともに、新たに県の支援事業でもある多子世帯を対象とした第２子以降出産祝い金支給事業と、進学や就職などの準備を控えた中学３年生を持つ保護者を対象とした高等学校就学準備等支援金支給事業を実施することで、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

このほか、これまでの町内幼児園に通う３歳児から５歳児までの給食費の無償化に加え、新たに町外の認定こども園や幼稚園などに通う３歳児から５歳児までの給食費についても、上限額を定め助成してまいります。

また、産後健診に要した費用の一部を助成する産婦健康診査助成事業に加え、１か月児健康診査費用の助成制度を新たにスタートするとともに、妊産婦が抱える育児不安の軽減やストレス緩和を促すため、保健師による全戸訪問、助産婦による産後ママゆったり教室を継続して行い、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない伴走型支援を実施してまいります。

さらに、昨年度に引き続き、生後２か月から就学前までのお子さんを家庭で保育されている保護者の負担軽減を目的とした一時預かり保育室を子育て支援センター内で開設いたします。そのほか、お子さんが病気の際に自宅での保育が困難な家庭に対しても、一時的に保育する病児・病後児保育事業についても、引き続き町内医療機関に委託して実施してまいります。

また、次世代を担う子供たちが、遊びを通して健康の増進と情操を豊かにするための施設である（仮称）ごうど児童館をふれあいセンター１階に整備するため、本年度は詳細設計と改修工事に着手し、令和７年度夏完成に向け事業を進めてまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、聴力機能の低下が見られる高齢者の生活の質の維持と社会参加の促進を図るため、新たに補聴器購入に係る費用の助成制度をスタートさせます。

また、令和５年10月から、大垣市民病院、大垣徳洲会病院、西濃厚生病院の町外３つの指定医療機関まで利用範囲を拡充しましたばらタクサービス事業は大変好評を得ており、今後も外出が困難な在宅高齢者や障がいのある方の通院、買物などの送迎サービスとして支援していきたいと考えております。

さらに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組として、サロンなどの通いの場を活用したフレイル予防や生活習慣病の重症化予防対策を強化する、今後も急速に増加が見込まれる認知症について、町民全体への正しい知識の普及と予防に取り組んでまいります。

そのほか、50歳以上になると発症リスクが高くなり、発症すると大きな痛みを伴うとされる帯状疱疹に対するワクチン予防接種費用について、引き続き助成してまいります。

次に、住民サービスに関する行政のデジタル化については、現在もその取得や普及啓発に努めておりますマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等から住民票等各種証明書を取得できるコンビニ交付サービス事業を令和５年３月からスタートしております。この事業によって、行政のデジタル化の推進と住民の利便性の向上を図ってまいります。

次に、産業建設部関係です。

本町では、第５次総合計画に掲げる将来像を実現するため、神戸町都市計画マスタープランを策定し、各種施策を実施しているところであります。

東海環状自動車道西回りルートは、令和６年度末までに大野神戸インターチェンジから山県インターチェンジまでが、また令和８年度には最後の未開通区間となります養老インターチェンジから三重県の北勢インターチェンジまでの開通見通しが国土交通省より示されており、全

線開通に向け地域の期待が徐々に高まってきております。町といたしましては、東海環状自動車道のストック効果を最大限に生かすよう、令和３年から組合施行による神戸町西座倉土地区画整理事業が実施されており、今年度末には仮換地指定を終え、令和６年度から本格的に道路、水路等の築造工事が開始されます。町といたしましては、当該事業を支援しながら、優良企業の誘致を進めてまいります。

次に、東海環状自動車道への重要なアクセス道路であります西座倉地内の主要地方道岐阜巣南大野線の道路改良工事につきましては、昨年度から本格的な工事に着手されており、早期完成が待たれるところでございます。

また、町道整備関係では、社会資本整備総合交付金を活用して、現在着手している道路改良事業を引き続き実施してまいります。昨年度から複数年をかけて実施、施工しております丈六道神戸８号線（通称、神戸街道）をはじめ、経年劣化した町道の舗装の打ち替え工事を実施するとともに、カラー舗装や区画線の設置等、通学路等の安全対策に引き続き取り組んでまいります。

次に、能登半島地震の際には、多数の木造建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生し、貴い命が犠牲となりました。この地震により、改めて住宅耐震化の重要性が浮き彫りになったと感じております。町内には、現在の耐震基準を満たさない旧耐震基準で建てられた建物がありますので、それら住宅の倒壊から生命と財産を守り、地震被害の軽減を図るため、旧の耐震基準で建築された木造建築物の耐震補強工事の補助金について、従前の県補助に加え、新たに町費で上乗せの補助を行うことで、さらなる住まいの耐震化を推進してまいります。また、地籍調査については、国土の開発及び保全のため、迅速な実施が求められていることを踏まえ、令和６年度から地籍調査計画策定業務に着手することで、土地所有者及び地籍簿の明確化に努めてまいります。

産業関連関係では、町単独の事業として元気な園芸農業サポート事業を実施していきます。これは、農業資材等の高騰による農業経営への影響を緩和するため、その経費の一部を補助するものです。これと同様に、中小事業者に対しては元気な中小企業・小規模事業者サポート事業を実施し、販路の開拓や拡大等の活動に対する費用の一部補助してまいります。

一方、農業基盤施設につきましては、継続的に適正に維持管理に努めるとともに、一部地域の老朽化した施設につきましては、道水路、圃場を一体的に再整備すべく、令和７年度からの事業着手に向け、詳細設計を作成してまいります。

また、生活環境関連といたしまして、手狭となってきている資源ごみ回収施設「エコプラザごうど」の新たな建設に向け、必要な実施設計に着手いたします。

次に、下水道事業では、国からの求めに応じ、令和６年度から持続的で安定的な事業運営の

ため、これまでの官庁会計（特別会計）から地方公営企業法を適用した企業会計へ移行いたします。このことにより、今まで以上に経営状況の明確化と適正な財産管理を図ってまいります。

下水管渠の整備では、前田・瀬古のそれぞれ一部の区域で、約4.7キロメートルの幹線・面整備工事を計画しており、快適な居住環境づくりのため事業を推進してまいります。

また、上水道事業につきましては、令和６年度も引き続き、耐震管への布設替え工事等を計画的に実施し、安全でおいしい水の安定供給と効率的な運営に努めるとともに、将来を見据え令和７年度からの水道料金改定の事務等を進めてまいります。

次に、教育委員会関係です。

初めに、小・中学生の給食費無償化事業については、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和５年度からスタートいたした中学生の無償化に加え、令和６年度からは小学校１年生から６年生までの全ての小学生の給食費の無償化を行ってまいります。全額公費支援によりまして、３歳以上の幼児園から中学生までの給食費が無償となります。

次に、放課後児童クラブの運営については、これまで教育委員会が携わってきた運営業務を令和６年度から専門性の高い民間事業者に委託いたします。これにより、質の高い保育の実施と安定した管理運営につなげてまいりたいと考えております。加えまして、放課後児童クラブの夏休み期間中には、希望する児童に対し、給食センターを活用した昼食を提供することで、利用する保護者の負担の軽減にもつながればと考えております。

次に、誰一人取り残さない学びを保障するために、神戸中学校内に校内教育支援センターを設置いたします。不登校生徒が安心して通い、個のニーズに応じた学びができる環境を整え、生徒の社会的自立に向けた支援を行ってまいります。

さらに、ハード面では、学校施設において、児童・生徒にとって安全・安心で快適に学習に取り組むことができる環境を整えるため、また社会教育・スポーツ施設についても既存の施設での適正な管理が図れるよう、老朽化した施設の改修を順次計画的に進めるなど、施設の安全性に配慮した施設整備に取り組んでまいります。

具体的に、学校施設では、神戸小学校の屋内運動場について空調機器設置を含めた改修工事を実施するほか、令和７年度以降に下宮小学校屋内運動場に空調機器を設置するための設計に着手いたします。他方、社会教育・スポーツ施設では、中央公民館について都市再生整備事業に位置づけ、国の補助金を有効に活用し、指定避難所として、より安全で安心して利用できるよう改修し、併せて大ホールの整備を行うため、大規模改修の詳細設計を進めてまいります。また、下宮テニスコートにつきましては、トイレや倉庫の改修工事を行ってまいります。

次に、文化遺産活用推進事業については、神戸山王まつりを後世に正しく継承し維持していくため、総合的な調査を複数年にわたり行ってまいりました。事業最終年度となる令和６年度

は、その基礎資料となる調査報告書を発刊し、報告会を実施してまいります。

このほか、日比野五鳳記念美術館は昭和59年に開館し、40周年を迎えます。日比野五鳳先生の遺徳をしのび、会館40周年記念事業を実施してまいります。

最後に、令和６年10月から11月の期間中に、国民文化祭「清流の国ぎふ」文化祭2024が本県で開催されます。神戸町においても、各種の文化事業をこの国民文化祭開催期間に合わせ開催することで、地域資源や町民の取組を広く発信してまいりたいと考えております。

以上、重点施策を中心にその概要を申し上げました。

次に、歳入の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、町税では、令和５年度実績と定額減税による減収分を考慮し、町民税は個人、法人を合わせて対前年度当初比4.8％の減、また固定資産税につきましては、土地・家屋、償却資産を合わせて3.5％の増、これに軽自動車税と町たばこ税を加えた町税全体の予算額は0.4％増の26億7,592万8,000円となりまして、歳入に占める割合は35.1％となっております。

次に、地方交付税でございますが、令和５年度の交付決定額を基礎として算定するとともに、基準財政需要額の費目の中に新たにこども子育て費が創設され、子供・子育て政策に係る算定がより的確なものとされるなど、地方財源の確保が図られ、地方財政計画の伸び率等を考慮して、対前年度当初比7.3％増の16億2,000万円を計上いたしました。

次に、国庫支出金及び県支出金につきましては、補助対象事業による基準額により算出いたしまして、国庫支出金は、対前年度当初比21.8％増の６億7,232万7,000円を、また県支出金も18.2％増の４億7,497万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、繰入金は、対前年度当初比1,500万円増の４億8,550万1,000円を計上いたしました。主な内容といたしましては、財政調整基金から３億8,000万円、ふるさと納税基金から１億円を取り崩し、繰入れを行い、基金を有効に活用してまいります。

最後に、町債につきましては、臨時財政対策債をはじめ、（仮称）ごうど児童館改修事業債や防災行政無線設備更新事業債、神戸小学校屋内運動場改修事業債などのハード事業に対して５本、合わせまして合計６本を予定しており、前年度比３億250万円増の４億2,650万円を計上いたしました。

以上が一般会計の歳入の概要となります。

そのほか、国民健康保険特別会計におきましては、対前年度当初比3.6％減の21億1,500万円を、また後期高齢者医療特別会計は4.9％増の３億6,300万円を、障がい福祉サービス事業特別会計は8.9％増の6,100万円、学校給食事業特別会計は0.8％減の１億2,700万円を、水道事業会計は1.9％増の３億4,790万円を、令和６年度より企業会計に移行する下水道事業会計は34.7％増の17億7,050万円を計上しております。

以上、新年度予算関係について御説明させていただきました。

今議会は、このほかに条例制定や一部改正等を合わせまして20議案を上程しております。各議案の詳細につきましては、この後、各部長並びに調整監より説明を申し上げますので、格別なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。今議会、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西脇博文君）　これより、提案理由の説明を求めます。

総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　それでは、町長の施政方針を受けまして、これより本日定例会に提案させていただきます条例の制定及び一部改正並びに新年度の各予算等20議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第８、議第６号　空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明といたしまして、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第１号　空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

第１条、神戸町空家等対策協議会条例の一部を次のように改正する。

第１条中「第７条」を「第８条」に改める。

第２条、神戸町空家等対策の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、第２条の改正条文と附則であります。

この条例の次に、それぞれ対象となります２つの条例の新旧対照表、最後にこの条例の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要です。

１．改正の趣旨です。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係いたします２本の条例について引用条項の改正を行うものであります。

２の改正の内容です。

改正する条例は、２本。

第１条、神戸町空家等対策協議会条例の一部改正。

第２条は、神戸町空家等対策の推進に関する条例の一部改正。

いずれも、引用いたします空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

また、第２条では、これまで町独自で規定していた管理不全な空き家等が、今回の法改正により法制化されたため、定義規定の改正も併せて行っております。

３．施行期日、経過措置等としまして、この条例は公布の日から施行し、令和５年12月13日から適用するものとし、経過措置として、この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって新条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなすものであります。

次に、日程第９、議第７号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第２号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。その次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。そちらを御覧いただきたいと思います。

神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正点の概要であります。

１．改正の趣旨です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の改正に伴い、文言の改正を行うものであります。

２．改正の内容。

１として、第２条関係では用語の定義を追加するもの。

２の第４条関係では、個人番号の利用範囲について文言の改正を行うものであります。

３．附則として、施行期日は、国において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日が現時点では決定しておりません。そのため、この法律の施行期日を本条例の一部改正の施行日とするものであります。

次に、日程第10、議第８号　神戸町監査委員条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、地方自治法の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものであります。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第３号　神戸町監査委員条例の一部を改正する条例。

神戸町監査委員条例の一部を次のように改正する。

第２条中、「第243条の２の２第３項」を「第243条の２の８第３項」に改める。

附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものです。

地方自治法の引用条項の条ずれの改正のみであります。

なお、この次に新旧対照表がつけてございます。御参照いただければと思います。

続きまして、日程第11、議第９号　神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、地方自治法の一部改正に伴い、育児休業中の会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第４号　神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。その次、新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。こちらでお願いをいたします。

神戸町職員の育児休業等に関する条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨です。

地方自治法の一部改正により、神戸町会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給可能となったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

２．改正の内容は、１．第７条関係では会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったことに伴い、これまで育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象から除外されていた会計年度任用職員を支給対象に含めるものであります。

２の第９条関係は、語句を改正し文言の整理を行うものです。

３．附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、日程第12、議第10号　神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、神戸町職員の級別職務分類表について、暫定再任用職員等の基準となる職務の名称を明確化するため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第５号　神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第２を、次のように改める。

具体的には、暫定再任用職員や60歳に到達した職員等の基準となる職務の名称を明確化するもので、級別職務分類表の中で、１級及び２級の者は調査員、３級の者は指導員、４級の者は推進官、５級の者は専門官と統一するものです。

附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものです。

次に、日程第13、議第11号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、地方自治法の一部改正に伴い、神戸町会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったため改正するとともに、期末手当の額を改正するため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりいただきまして、神戸町条例第６号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。その次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨です。

地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定が整備されることに伴い、神戸町会計年度任用職員に対して、支給する勤勉手当に関し必要な事項を定めるとともに、期末手当の支給割合を改定するものであります。

２の改正の内容は、①期末手当については、支給割合を現行の年間2.20月分から2.30月分に0.10月分上乗せする改正であります。

下段、②の勤勉手当については、令和６年度から新たに支給する勤勉手当について、支給割合を年間0.50月分と設定するものです。これにより期末手当と勤勉手当を合算すると、令和６年度は年間2.80月となります。

裏面をお願いいたします。

３．附則として、上段、期末手当については、令和７年３月31日までの間における期末手当に関する特例措置を設け、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間における第13条第１項及び第21条第１項において準用する給与条例第20条第２項の規定の適用については、同項中「100分の122.5以内」とあるのは「100分の115以内」とする。

下段の勤勉手当については、令和７年３月31日までの間における勤勉手当に関する特例措置を設け、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間における第13条の２第１項及び第21条の２第１項において準用する給与条例第21条第２項の規定の適用については、同項中「100分の102.5以内」とあるのは「100分の25以内」とするものであります。

○議長（西脇博文君）　提案理由の説明中ではございますが、昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

午前11時53分　休憩

午後０時59分　再開

○議長（西脇博文君）　休憩を終わり、午前中に引き続き会議を続けます。

総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　それでは、午前中に引き続きましてよろしくお願いいたします。

日程第14、議第12号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、国民健康保険税の普通徴収に係る納期を変更するため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第７号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

神戸町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。

その次に新旧対照表、その後に改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

神戸町国民健康保険税条例の改正点の概要でございます。

１．改正の趣旨です。

普通徴収によって徴収する神戸町国民健康保険税の納期を変更するため、所要の改正を行うものであります。

２．改正の内容です。

第11条関係といたしまして、普通徴収の納期について、図にお示ししたように、現行では５月に仮算定を行い、７月の本算定を含む１月までの８期で徴収していますが、改正後は仮算定をなくし、７月に本算定をし、３月までの９期に変更するものであります。

３．施行期日として、この条例は令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、日程第15、議第13号　神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、夏季休業日に神戸町放課後児童クラブを利用する児童のうち、希望者に対し、昼食を提供するため、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただき、神戸町条例第８号　神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

こちらも以下、改正条文であります。

その次に新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。

神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨は、夏季休業日に放課後児童クラブを利用する児童のうち、希望者に対し、神戸町学校給食センターで調理した昼食を提供するため、所要の改正を行うものであります。

２．改正の内容です。

⑴第３条関係では、所管課を現状に即し改正するもの。

⑵第８条関係では、夏季休業日に希望者に対し、神戸町学校給食センターで調理した昼食を提供するため、その費用について規定するものであります。

なお、献立につきましては幼児園に提供するものと同様のものであります。

３．施行期日として、この条例は令和６年４月１日から施行するものであります。

次に、日程第16、議第14号　神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支

援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第９号　神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。

その次に新旧対照表、その後に改正点の概要でございます。

神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨です。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

２．改正の内容です。

(1)の第15条関係では、引用する認定こども園法の条項の改正に伴い、改正するもの。

(2)の第23条関係では、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項の掲示についての改正でありまして、これまでの書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないと追加されたことに伴い、改正するもの。

(3)の第36条関係では、読替え規定について、読替え内容の一部見直しに伴い、改正するもの。

(4)の第53条関係では、電磁的記録等について、新たな通信技術に対応するため、記録媒体の種類を示さない文言に改正するものであります。

３の施行期日として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は令和６年４月１日から施行するものであります。

なお、現在神戸町内には当該条例で規定する事業所や施設等はございません。

続いて、日程第17、議第15号　神戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、統計法第28条第１項の規定により、統計基準として定められている日本標準産業分類の改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第10号　神戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例。

神戸町企業立地促進条例の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「平成19年総務省告示第618号」を「令和５年総務省告示第256号」に改める。

附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものです。

この条例改正は、日本標準産業分類の発令年番号等を改めるものであります。

なお、この次に新旧対照表がつけてございます。御参照いただければと思います。

次に、日程第18、議第16号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

１枚おめくりいただきまして、神戸町条例第11号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文、その次に新旧対照表、最後に改正点の概要です。

神戸町消防団員等公務災害補償条例の改正点の概要です。

１．改正の趣旨として、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について改定するものであります。

２．改正の内容は、第５条関係では補償基礎額の改正でありまして、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に増額改正するもの。

別表関係では、補償基礎額表の改正でありまして、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を、ここに掲げてある表のとおり、階級や勤務年数に応じて増額改正するものであります。

３の附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものです。

経過措置として、改正後の規定はこの条例の施行日以後に支給すべき事由が生じた損害補償等について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償等については、なお従前の例によるものとします。

続きまして、午前中の町長の施政方針及び分野別重点施策を受けて、新年度各予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに、日程第19、議第17号　令和６年度神戸町一般会計予算でございます。

なお、予算書とともに配付させていただいております主要事業の概要、予算資料も御参照いただければと思います。

それでは、予算書の１ページを御覧いただきたいと思います。

令和６年度神戸町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76億2,000万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第２条、地方自治法第212条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表　継続費」による。

第３条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表　債務負担行為」による。

第４条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表　地方債」による。

第５条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入最高額は２億円と定める。

おめくりをいただき、２ページ。

第６条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間での流用であります。

それでは、第１表　歳入歳出予算で御説明を申し上げたいと思います。

まず、歳出から御説明を申し上げますので、６ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、款１項１議会費は7,948万8,000円、前年比10万4,000円の減であります。

その下、款２総務費です。

項１総務管理費は５億9,478万円、前年比5,134万3,000円の増額であります。主な要因といたしましては、国が進めます行政事務の標準化の対象となる20業務について、国が定める標準準拠システムに移行するためのシステム改修委託料の計上をはじめ、公金振込手数料や窓口収納手数料等の有料化に伴います手数料の増が影響をしております。

項２企画費は２億9,439万1,000円、2,641万8,000円の増額であります。ここでは、第６次総合計画策定支援業務をはじめ、総合戦略及び人口ビジョン策定支援業務委託料を計上いたし、また養老線管理機構補助金での増額が要因となっております。

項３徴税費は9,626万4,000円、338万2,000円の減額です。令和５年度に実施いたしました固定資産現況調査業務の委託料の中で、航空写真や市街化鑑定評価業務の事業完了によります委託料等事業費の減が要因となっております。

項４戸籍住民基本台帳費は7,855万円、77万5,000円の増額です。

項５選挙費は876万円、1,234万円の減額であります。令和５年度は、４月の統一選挙として県議会議員及び町議会議員の選挙事務経費を計上いたしておりましたが、令和６年度は県知事

選挙のみの計上となっております。

項６統計調査費は154万5,000円、50万5,000円の増額、項７監査委員費は46万5,000円、16万円の減額です。

続きまして、款３民生費では項１社会福祉費で18億937万円、前年比１億4,650万3,000円の増額です。主な要因といたしましては、乳幼児福祉医療や重度訪問介護費、生活介護費などの扶助費の増、並びに安八郡広域連合負担金や後期高齢者医療での療養給付費負担金をはじめ、繰出金での増が影響しております。

なお、国民健康保険、後期高齢者医療のそれぞれの特別会計への町の負担分として、２億2,556万8,000円を計上しています。また、障がい福祉サービス事業特別会計への繰出金として1,710万円の計上です。

項２児童福祉費では10億7,149万8,000円、２億1,391万4,000円の増額です。

ここでは、２か年の継続事業で進めます（仮称）ごうど児童館改修事業の実施設計業務委託と、令和６年度分の工事請負費に１億8,730万円、また放課後児童クラブの運営について新年度から専門性の高い民間事業者へ移行しますので、その運営委託費として4,900万円を計上しております。

項３災害救助費は、前年と同額の4,000円。

続きまして、款４衛生費では、項１保健衛生費は２億4,276万2,000円、前年比2,493万3,000円の減額です。

令和５年度にゼロカーボンシティごうど推進事業の一つとして、電気自動車急速充電器設置工事を実施いたしました。その事業完了による減が影響しております。

項２清掃費は３億382万2,000円、447万2,000円の減額です。ここでは、エコプラザごうど設計業務委託料2,100万円を計上しております。

減額の要因は、西南濃粗大廃棄物処理組合や西濃環境整備組合、大垣衛生施設組合への分賦金の減によるものです。

項３上水道費は2,012万円、1,988万円の増額です。

ここでは、国の物価高騰対応重点支援給付金を活用して実施する水道基本料金免除事業に係ります町水道事業会計への繰出金等を計上しております。

次に、款５労働費、項１労働諸費として前年と同額の10万円。

７ページに移っていただきまして、款６農林水産業費では項１農業費で１億4,563万1,000円、前年比4,580万9,000円の増額です。

ここには、県単土地改良工事として2,000万円を計上するほか、農業資材等の高騰による農業経営への影響を緩和するため、その経費の一部を補助する元気な園芸農業サポート事業を町

単独事業として実施するための経費を計上しております。

次に、款７項１商工費では6,671万8,000円、前年比5,229万5,000円の減額です。

令和５年度に実施いたしましたプレミアム商品券発行事業の事業完了による減額であります。またここには、さきの農業費と同様に、中小企業者をサポートするため販路の開拓や拡大等の活動に対する費用の支援を行うための経費を計上しております。

続きまして、款８土木費です。

項１土木管理費は6,770万円、前年比1,779万6,000円の増です。増額の要因は、住まいの耐震化を推進するため木造住宅の耐震補強工事の補助金について、新たに町費で上乗せの補助事業を実施していくための経費の計上をはじめ、人件費の増によるものです。

項２道路橋りょう費は２億2,362万5,000円、6,809万円の減であります。

ここには、西保村東道路改良工事に5,250万円、北一色南方１号線道路改良工事に3,250万円、丈六道神戸８号線ほか舗装修繕工事に3,000万円などの工事を予定しております。

項３河川費は3,107万3,000円、524万2,000円の増であります。河川草刈工事で1,350万円を計上しております。

項４都市計画費は６億1,284万6,000円、4,588万7,000円の増であります。

ここには、土地区画整理事業補助金として１億4,000万円、また令和６年度から企業会計に移行します下水道事業会計に対し、負担金及び出資金等合わせ３億9,000万円を計上しております。

項５住宅費は336万5,000円、８万9,000円の増であります。

続きまして、款９項１消防費です。４億3,949万1,000円、前年比１億4,429万9,000円の増額であります。

令和６年度と７年度の２か年継続事業で行います防災行政無線（同報系）設備更新事業に令和６年度分として１億4,925万円を計上したほか、大垣消防組合負担金として２億4,108万円などを計上しております。

続きまして、款10教育費です。

項１教育総務費として２億2,410万6,000円、前年比5,371万3,000円の増額であります。増額の要因は、中学生の給食費無償化に加え、令和６年度からスタートいたします小学生の給食費無償化事業に伴います学校給食事業特別会計への繰出金として、7,800万円の計上によるものです。また、ここでは神戸中学校内に設置いたします校内教育支援センター運営事業費として1,100万円を計上しております。

項２小学校費は２億9,683万7,000円、１億5,381万8,000円の増額であります。

神戸小学校の屋内運動場について、空調機器の設置も含めまして防水や外壁塗装工事等の改

修事業費として１億5,180万円を計上したことによるものであります。

項３中学校費は5,168万7,000円、958万3,000円の減額であります。令和５年度に実施した中学校図書室空調改修工事の事業完了による減額等が影響してございます。

項４社会教育費が１億8,727万5,000円、1,819万円の増額です。

令和６年度は、中央公民館大規模改修工事詳細設計業務委託事業に1,170万円を計上したほか、最終年度となります文化遺産活用推進事業に800万円、図書館受電設備修繕工事に500万円などを予定しております。

項５保健体育費は5,222万7,000円、22万3,000円の増額です。ここには、下宮テニスコートのトイレ等改修工事に1,200万円を計上しております。

項６学校給食費は１億4,150万円、2,024万5,000円の減額です。人件費並びに光熱水費の減によるものであります。

続いて、８ページにかけまして、款11項１公債費は４億6,400万円、前年比1,850万円の減額です。内訳といたしましては、町債償還元金が38本分、４億4,600万円、町債利子が45本分、1,800万円の計上であります。

最後に、款12項１予備費は前年と同額の1,000万円を計上いたしております。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

お戻りいただきまして、３ページをお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款１町税は26億7,592万8000円です。内訳といたしましては、項１町民税は10億5,472万円、前年比5,280万円の減額であります。そのうち、個人町民税は８億3,070万円、4,680万円の減、法人町民税についても２億2,402万円で600万円の減額を見込んでおります。

これは、個人住民税の定額減税によります減収分であったり、令和５年度の賦課実績を見込み、減額の計上をしております。

項２固定資産税は、14億3,050万8,000円、4,900万円の増であります。

項３軽自動車税は6,070万円、260万円の増であります。

いずれも評価見込額を基に、計上をいたしております。

項４町たばこ税は１億3,000万円で、1,200万円の増であります。

続きまして、款２地方譲与税は１億112万4,000円です。国が示します令和６年度地方財政計画の伸び率及び令和５年度の実績を加味し、予算計上をいたしております。

内訳は、項１地方揮発油譲与税は前年と同額の2,400万円、項２自動車重量譲与税は7,500万円で400万円の増額、項３森林環境譲与税は212万4,000円で４万4,000円の増額であります。

次に、款３項１利子割交付金は前年比50万円減の100万円、款４項１配当割交付金は前年と

同額の1,000万円、款５項１株式等譲渡所得割交付金は、前年比300万円増の1,100万円、続きまして款６項１法人事業税交付金は前年と同額の3,400万円、款７項１地方消費税交付金は前年比2,500万円減の４億4,500万円の計上であります。

款３から款７まで、いずれも地方財政計画の伸び率及び県の試算額を考慮して計上いたしております。

おめくりをいただきまして４ページ、款８項１環境性能割交付金は前年比500万円増の1,000万円の計上。

次に、款９項１地方特例交付金は7,800万円の計上で、前年比6,000万円の増となっております。

先ほど、町税の個人町民税のところで申し上げましたように、定額減税によります減収分への対応として、全額を国費にて補う個人住民税減収補填特例交付金分として6,000万円を見込んでおります。

続きまして、款10項１地方交付税であります。前年比１億1,000万円増の16億2,000万円で、内訳としましては普通交付税で１億円増の15億円、令和５年度交付実績及び国の地方財政対策などを踏まえまして計上しました。また、特別交付税につきましても、令和５年度実績等から1,000万円増の１億2,000万円としています。

款11項１交通安全対策特別交付金は、前年比20万円減の200万円。

次に、款12分担金及び負担金は、項１負担金で2,207万4,000円、前年比305万1,000円の増となっています。これは、民生費の保育所保育料の増によるものであります。

款13使用料及び手数料は、１億306万3,000円です。内訳としまして、項１使用料が6,450万円、前年比475万4,000円の増、民生費の放課後児童クラブ保育料において夏季休業期間中の昼食提供によります増を見込んでおります。

項２手数料は3,856万3,000円、前年比58万1,000円の増であります。

次に、款14国庫支出金は６億7,232万7,000円です。内訳は、項１国庫負担金が４億5,389万2,000円、前年比1,978万9,000円の増、項２国庫補助金は２億1,178万8,000円、１億57万9,000円の増であります。

ここでは、総務費国庫補助金でデジタル基盤改革支援補助金5,461万8,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,000万円、民生費国庫補助金では次世代育成支援対策施設整備交付金3,540万円、教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金1,600万円などを新たに計上しております。

項３委託金は664万7,000円で、10万9,000円の増。

続きまして、款15県支出金は４億7,497万9,000円です。

項１県負担金が２億6,265万6,000円で、前年比1,559万円の増。ここでは、障害者自立支援給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増によるものであります。

項２県補助金は１億6,839万8,000円で、5,318万7,000円の増です。

民生費での児童厚生施設整備費補助金、農林水産業費での経営発展支援事業補助金などを新たに計上いたしております。

５ページをお願いいたします。

項３委託金は4,392万5,000円、423万9,000円の増であります。ここには、選挙費委託金をはじめ統計調査委託金の増が影響しております。

次に、款16財産収入は320万8,000円です。内訳は、項１財産運用収入が320万6,000円、前年比2,000円の増、債券運用による利息や株式配当割を見込んでおります。

項２財産売払収入は前年と同額の2,000円。

次に、款17項１寄附金は前年度同額の１億5,000円です。ふるさと納税寄附金を１億円と見込み、計上をしております。

次に、款18繰入金は４億8,550万1,000円、前年比1,500万円の増です。

内訳は、項１特別会計繰入金は1,000円、項２基金繰入金は４億8,550万円で、内訳は財政調整基金から３億8,000万円、文化施設運営基金から150万円、ふるさと納税基金から１億円、森林環境譲与税基金から400万円をそれぞれ繰り入れております。

款19項１繰越金は、前年と同額の２億円。

款20諸収入は１億4,429万1,000円。内訳は、項１延滞金加算金及び過料が250万円のほか、主なものは項４受託事業収入が6,422万4,000円、項５雑入が7,631万8,000円となっております。

一番下段、款21項１町債は４億2,650万円で、前年比３億250万円の増であります。

その内訳は、地方交付税の不足を補うため、国が臨時的に発行を認めた臨時財政対策債については2,300万円の計上で前年比2,400万円の減、このほかには地域公共交通再構築事業債700万円、（仮称）ごうど児童館改修事業債9,850万円、丈六道神戸８号線舗装修繕事業債2,700万円、防災行政無線（同報系）設備更新事業債１億4,900万円、神戸小学校屋内運動場改修事業債１億2,200万円、以上６本の起債を借入れ予定としております。

以上のように、令和６年度一般会計歳入歳出予算の規模はそれぞれ76億2,000万円の規模となります。前年比７億3,000万円、率にいたしまして10.6％の増となっています。

続きまして、９ページを御覧いただきたいと思います。

第２表　継続費についてでございます。

ここに掲げております２つの事業について、継続費の経費の総額と、各年度ごとの年割額を定めております。

１枚おめくりをいただき10ページ、第３表　債務負担行為でございます。

それぞれの事項について、債務を負担する行為をすることができる期間及び限度額を設定しております。

その下、11ページは第４表　地方債であります。

それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定め、全部で６本の予定をしております。

以上、令和６年度神戸一般会計予算の説明とさせていただいます。

次の第18号から第23号までの６議案につきましては、それぞれ担当いたします部長、調整監が御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（西脇博文君）　ここで２時５分まで休憩します。

午後１時46分　休憩

午後２時04分　再開

○議長（西脇博文君）　休憩を終わり、会議を続けます。

民生部長　河出真志君。

○民生部長兼健康福祉課長（河出真志君）　続きまして、日程第20、議第18号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

それでは、予算書の139ページを御覧いただきたいと思います。

令和６年度神戸町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億1,500万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。

第３条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第１号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

それでは、152ページをお開きください。

歳出から御説明申し上げます。

まず、款１総務費、項１総務管理費2,006万円で、前年度比322万円の増額です。主な要因としましては、制度改正に伴うシステム改修費や役務費の増によるものであります。

項２徴税費は814万円で、前年度比40万円の増額であります。

153ページの中段、項３運営協議会費は10万円で、昨年度と同額であります。

次に、款２保険給付費、項１療養諸費は、おめくりいただき154ページの上段の計13億6,560万1,000円で、前年比2,972万1,000円の減額であります。主な要因は、診療報酬給付費の負担金の減によるものであります。

なお、退職者医療制度につきましては令和５年度で終了したため、関係科目は廃目としております。

項２高額療養費は155ページ上段の計２億950万円で、前年比1,212万円の減額であります。

項３移送費は頭出しの1,000円、項４出産育児諸費501万円、おめくりいただき、156ページの項５葬祭諸費は、昨年度と同額の200万円であります。

項６傷病手当金は25万円を見込んでおります。

次に、款３国民健康保険事業費納付金につきましては、県が市町村ごとの納付金額を決定したものであります。

項１医療給付費分は３億2,810万円で、前年比2,610万円の減額。

157ページの項２後期高齢者支援金等分は１億1,110万円で、前年比970万円の減額。

項３介護納付金分は3,499万円で、前年比291万円の減額となっております。

次に、款４保健事業費は、項１特定健康診査等事業費2,368万6,000円で、前年比150万2,000円の減額であります。

おめくりいただきまして、158ページを御覧いただきたいと思います。

項２保健事業費は228万円で、前年比10万円の増です。

次に、款５基金積立金と款６公債費につきましては、1,000円の頭出しです。

次に、款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金は、次の159ページにわたり、合計で217万9,000円です。

項２延滞金は1,000円の頭出し。

次に、款８予備費は昨年度と同額の200万円を計上しております。

お戻りをいただきまして、147ページをお開きください。

歳入を御説明させていただきます。

まず、款１項１国民健康保険税です。県から示された標準保険料率の算定に必要な保険料総額を基に予算計上をしております。合計で３億7,164万円で、前年比3,420万3,000円の減額であります。

次に、款２項１一部負担金は2,000円の頭出しであります。

おめくりいただき、148ページの中段、款３使用料及び手数料、項１手数料は昨年度と同額の10万1,000円です。

次に、款４県支出金、項１県補助金は16億71万5,000円で、前年比4,223万7,000円の減額であります。主な要因は、保険給付費普通交付金の減によるものであります。

次に、149ページをお願いします。

款５財産収入、項１財産運用収入は1,000円の頭出し。

次に、款６繰入金、項１他会計繰入金は１億3,933万円で、前年比345万円の増額であります。主な要因は、職員給与費繰入金の増によるものであります。

項２基金繰入金は1,000円の頭出しです。

おめくりいただき、150ページをお願いします。

款７繰越金は、前年度繰越金として300万円を見込んでおります。

款８諸収入は、次の151ページにかけまして、主に頭出しとして所要額を計上いたしております。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ21億1,500万円となり、前年比8,000万円、率にいたしまして3.6％の減額となっております。

以上、令和６年度神戸町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第21、議第19号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

それでは、予算書の163ページを御覧いただきたいと思います。

令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億6,300万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

それでは、172ページをお開きください。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款１総務費、項１総務管理費379万4,000円で、前年比135万円の増額であります。主な要因は、被保険者証等の郵送料の増によるものであります。

項２徴収費は189万5,000円です。

続きまして、173ページの款２項１後期高齢者医療広域連合納付金は３億5,670万円で、前年比3,743万5,000円の増額であります。これは、県の後期高齢者広域連合からの提示額の増によるものであります。

次に、款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金は昨年と同額の21万円であります。

項２繰出金は1,000円の頭出し。

１枚おめくりいただき、174ページをお願いします。

款４項１予備費は、昨年度と同額の40万円を計上しております。

お戻りいただきまして、169ページをお開きください。

歳出を御説明させていただきます。

まず、款１後期高齢者医療保険料は２億7,675万5,000円で、前年比2,811万9,000円の増額であります。県の後期高齢者医療広域連合からの提示された額を計上しております。

次に、款２使用料及び手数料、項１手数料は1,000円の頭出し。

次に、款３繰入金、項１一般会計繰入金は8,623万8,000円で、前年比1,086万1,000円の増額であります。

こちらは、保険基盤安定繰入金の増によるものであります。

１枚おめくりいただき、170ページをお願いします。

款４繰越金と款５諸収入につきましては、前年度と同額、頭出しの計上となっております。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ３億6,300万円となり、前年比1,700万円、率にいたしまして4.9％の増となっております。

以上、令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第22、議第20号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算を御説明申し上げます。

予算書の175ページをお開きいただきたいと思います。

令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,100万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

それでは歳出から御説明申し上げます。

183ページをお開き願います。

款１項１もちのき園運営事業費、目１運営費、節１報酬797万円は、園長ほか４名の会計年度任用職員分を計上しております。

節４共済費86万4,000円は、会計年度任用職員共済組合負担金、労働保険料及び社会保険料であります。

節10需用費102万5,000円は、光熱水費及び修繕料等であります。

節12委託料122万9,000円、利用者昼食を外部搬入する給食サービス委託料等であります。

１枚おめくりいただき、184ページを御覧ください。

節18負担金補助及び交付金では、社会福祉協議会からの出向職員２名分の派遣職員等負担金などで975万円を計上しております。

そのほか、報償費、役務費等、施設の運営に必要な経費を計上しております。

以上、もちのき園運営事業費の合計は2,160万円となり、前年比60万円の減額となっております。

続きまして、款２項１たんぽぽ学園運営事業費、目１運営費、節１報酬で598万円は、パートタイム会計年度任用職員２名分を計上し、節２給料1,686万円は正規職員４名分の給与1,400万円及びフルタイム会計年度任用職員１名分の給与286万円であります。

節３職員手当等から節４共済費につきましては、正規職員の共済組合負担金及び会計年度任用職員の共済組合負担金、労働保険料及び社会保険料であります。

次に、185ページを御覧いただきたいと思います。

節10需用費186万円は、光熱水費及び修繕料等であります。

そのほか、報償費、委託料等は、施設の運営に必要な経費を計上しております。

以上、たんぽぽ学園運営事業費の合計は3,930万円となり、前年比560万円の増額となっております。

１枚おめくりをいただき、186ページを御覧ください。

最後に、款３予備費は前年度同額の10万円の計上であります。

続きまして、お戻りいただき181ページの歳入の御説明をさせていただきます。

款１障がい福祉サービス費、項１介護給付費、目１生活介護費はもちのき園の生活介護費として1,750万円、項２障害児通所給付費、目１児童発達支援費2,200万円と、項３相談支援費、目１障害児相談支援費350万円は、たんぽぽ学園の児童発達支援費として障害児相談支援費、いずれも利用者の見込みと実績を勘案して計上しております。

款２使用料及び手数料、項１使用料、目１もちのき園通所使用料は頭出しの1,000円であります。

１枚おめくりをいただき、182ページをお願いします。

款３繰入金、項１他会計繰入金1,710万円は、一般会計からの繰入金であります。

款４項１目１繰越金、節１前年度繰越金及び款５諸収入、項１目１預金利子につきましては頭出しの1,000円。

項２目１雑入は、通所者の昼食代の実費徴収費80万円など、89万7,000円を計上しております。

以上、歳入歳出の総額はそれぞれ6,100万円となり、前年比500万円の増、率にいたしまして8.9％の増額となっております。

以上で、令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（西脇博文君）　教育部調整監　石原宏一君。

○教育部調整監兼生涯学習課長（石原宏一君）　続きまして、日程第23、議第21号　令和６年度神戸町学校給食事業特別会計予算を御説明申し上げます。

予算書の189ページをお願いいたします。

令和６年度神戸町学校給食事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億2,700万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

それでは、予算書の197ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

款１項１給食事業費、目１給食費の１億2,700万円につきましては、需用費の賄材料費で、それぞれ１食当たりの単価、中学校分330円、小学校分280円、幼児園分240円に、対象人数及び日数を勘案しまして予算計上をいたしております。前年比100万円の減額となっております。

令和６年度は、新たに小学校の給食費無償化及び放課後児童クラブの昼食提供を実施することで保護者の経済的負担の軽減を図り、子ども・子育ての推進をするための予算計上をしております。

それでは、195ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳入について御説明申し上げます。

款１分担金及び負担金、項１負担金、目１給食費負担金で1,649万8,000円を計上しております。その内訳としまして、中学校給食費、小学校給食費、保育士等給食費、センター職員等給食費負担金につきましては、各小・中学校の教員、用務員、保育士、センター職員等に係る給食費の自己負担分としての徴収分でございます。

款２繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金は１億1,050万円を計上しております。

引き続き、幼児教育・保育の無償化に伴います町立幼児園に通園する児童の給食費の助成分3,100万円及び中学生給食費無償化に伴う繰入金3,000万円を、それぞれ一般会計から繰入れするものでございます。

また、新たに小学校給食費無償化に伴う繰入金として4,800万円、放課後児童クラブ昼食提供に伴う繰入金として150万円を一般会計から繰入れするものであります。

款３項１目１繰越金は、前年度繰越金として1,000円を計上しております。

１枚おめくりをいただきまして、196ページでございます。

款４諸収入、項１目１雑入は1,000円の計上でございます。

以上の結果、歳入歳出それぞれ１億2,700万円となり、前年度比100万円の減、0.8％減の予

算となっております。

以上、令和６年度神戸町学校給食事業特別会計の予算の説明とさせていただきます。

○議長（西脇博文君）　産業建設部調整監　土屋典生君。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　続きまして、日程第24、議第22号　令和６年度神戸町水道事業会計予算を御説明申し上げます。

予算書の199ページを御覧いただきたいと思います。

議第22号　令和６年度神戸町水道事業会計予算。

第１条、令和６年度神戸町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数6,500戸。(2)年間総給水量200万立方メートル。(3)１日平均給水量5,400立方メートル。(4)主要な建設改良事業、下水道工事に伴う配水管布設替事業。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入としまして、第１款水道事業収益１億9,000万円。内訳といたしまして、第１項営業収益１億6,252万円、給水収益が主なものであります。

第２項営業外収益2,746万5,000円、これは、物価高騰の影響を受けた生活者や事業主の負担を軽減するため、４月検針分から６月検針分までの水道料金の基本料金を免除するための一般会計からの補助金や、固定資産取得の際の工事負担金などを減価償却に合わせ収益として計上する長期前受金戻入、さらには消費税及び地方消費税還付金が主なものであります。

第３項特別利益は１万5,000円を計上しております。

１枚おめくりいただきまして、200ページをお開きください。

第２項の営業外費用は２万円、第３項の特別損失は40万円、第４項の予備費は100万円を計上しております。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億3,100万円は、過年度分損益勘定留保資金１億1,909万2,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,190万8,000円で補填するものとする。

収入として、第１款資本的収入、第１項工事負担金で2,700万円を計上しております。これは、下水道事業に伴う工事負担金や給水新設工事加入負担金が主なものであります。

次に、支出でありますが、第１款資本的支出、第１項建設改良費として１億5,800万円を計上しております。内訳といたしまして、下水道工事に伴う配水管布設替工事や配水管新設工事等の配水設備改良費が１億5,723万円、量水器や工具等の購入費を営業設備費として77万円を計上しております。

次に、201ページをお願いいたします。

第５条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した経費の予定額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用とするものです。

第６条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に利用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費1,781万円とするものです。

最後に第７条、棚卸資産の購入限度額は66万円と定めるものでございます。

その次のページ、203ページ、204ページには、収益的収入及び支出の予算実施計画、205ページには資本的収入及び支出の予定実施計画、206ページから212ページには給与費明細書が、214ページ以降には予定損益計算書、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書など、資産に対する説明書や予算明細書などが添付してございますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上、令和６年度神戸町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、日程第25、議第23号　令和６年度神戸町下水道事業会計予算を御説明申し上げます。

予算書の233ページを御覧願います。

議第23号　令和６年度神戸町下水道事業会計予算。

第１条、令和６年度神戸町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)接続件数3,500件。(2)年間総処理水量84万立方メートル。(3)１日平均処理水量2,300立方メートル。(4)主要な建設改良事業、下水道整備事業７億8,600万円。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入としまして、第１款下水道事業収益７億5,750万円。内訳としまして、第１項営業収益１億6,514万8,000円、下水道使用料が主なものであります。

第２項営業外収益５億8,084万1,000円、これは一般会計からの負担金や固定資産取得の際の工事負担金などを減価償却に合わせ収益として計上する長期前受金戻入、さらには消費税及び地方消費税還付金などが主なものであります。

第３項特別利益は1,151万1,000円、令和５年分の消費税及び地方消費税還付金が主なものでございます。

１枚おめくりいただきまして、234ページをお願いいたします。

次に、支出でありますが、第１款下水道事業費用として７億3,050万円を計上しております。

内訳としまして、第１項営業費用が６億4,703万円で、主なものは238ページの予算実施計画

に記載されております管渠費2,602万円、処理場費１億4,350万円、普及促進費531万円、総係費4,095万円、減価償却費４億3,124万円になります。

234ページにお戻りいただきまして、第２項営業外費用8,022万円、主に企業債の支払利息でございます。

第３項特別損失225万円、これは令和６年度から企業会計に移行することに伴い、本来、令和５年度予算に計上すべきであります令和６年６月分の職員賞与引当金等を特別損失として計上しております。

第４項予備費は100万円を計上しております。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億1,100万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,145万1,000円、引継金3,318万円及び当年度分損益勘定留保資金１億636万9,000円で補填するものとする。

収入、第１款資本的収入８億2,900万円、内訳といたしまして、第１項企業債４億1,250万円、第２項出資金8,716万円、一般会計からの出資金です。

第３項補助金３億750万円、国庫補助金で社会資本総合整備交付金として下水管布設工事などの補助金です。補助率は、補助対象事業費の50％でございます。

第４項負担金2,184万円、下水道に接続にする際の受益者負担金です。

支出でございます。

第１款資本的支出10億4,000万円、内訳といたしまして、第１項建設改良費７億8,600万円、下水管渠布設、舗装復旧、マンホールポンプ設置などの工事費や測量、設計、現場管理費などの委託料でございます。

第２項企業債償還金は２億5,400万円です。

235ページをお願いいたします。

第４条の２、地方公営企業法施行令第４条第４項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,270万円及び430万円である。

これは、令和６年度から企業会計に移行することに伴い、本来、令和５年度の会計にて経理すべきであります債権及び債務の金額を定めております。

具体的には、未収金については令和６年３月分の下水道使用料など、未払金についても同じく令和６年３月分の浄化センターやマンホールポンプの光熱費などの経費でございます。

第５条、企業債についてです。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業、限度額４億1,250万円、起債の方法、証書借入れ、利率３％以内、

ただし利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

第６条、一時借入金の限度額は２億円と定める。

第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、下水道事業費用のうち、営業費用と営業外費用及び特別損失の各項間における流用。

第２号、資本的支出のうち、建設改良費と企業債償還金の各項間における流用。

次の236ページをお願いいたします。

第８条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合、議会の議決を経なければならない。

第１号、職員給与費3,113万2,000円とするものです。

最後に第９条でございます。

第９条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、３億9,000万円と定めるものであります。

このページの次の237ページ、238ページには収益的収入及び支出の予算実施計画、239ページには資本的収入及び支出の予算実施計画、240ページから246ページには給与明細書が、248ページ以降には予定開始貸借対照表、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書など、予算に対する説明書や予算明細書などが添付してございますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上、令和６年度神戸町下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　それでは、続きまして日程第26、議第24号町道路線の認定についてです。

道路法第８条第１項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案説明として、開発道路の帰属により、町道路線を認定するものであります。

それでは、１枚おめくりをいただきまして、別紙として路線一覧のとおり、２路線の認定であります。その次に全体の認定位置図、その後ろにはそれぞれの認定図その１、その２が添付してございますので、併せて御覧いただきたいと思います。

まず、路線番号2391、路線名、神戸170号線は認定図その１に、また路線番号2392、路線名、丈六道53号線は認定図その２に示すとおり、民間の開発による開発道路の帰属により、当該道路を町道路線に認定するものであります。

なお、これら２路線の起点、終点、並びに幅員延長は、認定図にそれぞれ記載のとおりであ

ります。

最後になります。

日程第27、議第25号　町道路線の変更についてです。

道路法第10条第２項の規定により、別紙のとおり町道路線を変更することについて、同条第３項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案説明といたしまして、一般県道大垣大野線の整備完了等により、路線の起点、終点等に変更があった道路について、町道路線を変更するものであります。

１枚おめくりをいただきまして、別紙として路線一覧のとおり、６路線の起点、終点の変更であります。また、この一覧表の後ろに全体の変更位置図①と②、その次にはそれぞれの変更図その１からその４まで添付してございます。

これらの６の路線について、変更前を青線、変更後を赤線で示しています。また、路線の幅員、延長はそれぞれ記載のとおりであります。

以上が、本定例会に提出をさせていただいました日程第８、議第６号から日程第27、議第25号までの全20議案の説明とさせていただいます。

詳細につきましては、それぞれ所管をいただいております各常任委員会におきまして、担当部課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げまして提案説明を終わります。

○議長（西脇博文君）　お諮りします。議案精読並びに委員会審査のため、３月５日から12日までの８日間、休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、３月５日から12日までの８日間、休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。大変お疲れさまでした。

午後２時50分　散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和６年３月４日

議会議長　　西脇博文

署名議員　　鈴木愛子

署名議員　　深貝仁則

令 和 6 年 第 1 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 2 号 ）

令 和 6 年 3 月 13日 （ 水 曜 日 ）

議　事　日　程（第２号）

令和６年３月13日（水曜日）午前９時30分開議

日程第１　一般質問

出席議員（１０名）

議　長	西　脇　博　文　君	副議長	宮　嶋　健太郎　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
４　番	小　川　榮　一　君	６　番	林　　利　雄　君
７　番	宮　嶋　三　郎　君	８　番	飯　沼　　満　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	教　育　長	宇　野　秀　宣　君
総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	金　指　義　樹　君	民生部長兼 健康福祉課長	河　出　真　志　君
産業建設部調整監兼 建設課長兼 産業環境課長	土　屋　典　生　君	教育部調整監兼 生涯学習課長	石　原　宏　一　君
会計管理者	藤　井　徳　明　君	まちづくり 戦略課長	和　藤　潤　司　君
税務課長	清　水　利　恵　君	住民保険課長	末　村　春　美　君
子ども家庭課長	小　野　　健　君	上下水道課長	立　木　正　一　君
教育課長	大　坪　由　美　君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹　下　政　文	書　　記	伊　藤　美　月

午前９時30分　開議

○議長（西脇博文君）　おはようございます。

これより本日の会議を始めます。

一般質問

○議長（西脇博文君）　日程第１、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次お願いいたします。

３番　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　議席番号３　宮嶋健太郎です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず、本年１月１日の能登半島地震によって亡くなられた人々とその遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

今回は、能登半島地震を受けて、当町における防災について質問させていただきます。

本年元旦に起こった能登半島地震では、マグニチュード7.6、石川県での最大震度は震度７という日本でもまれな大きさの地震でした。日本海沿岸で広く津波が観測されたほか、土砂災害、火災、液状化現象も発生しました。地震による家屋の倒壊が相次ぎ、死者が200人を超えて交通網も寸断され、救助活動も難航するという甚大な被害が発生しました。そこで、当町において以下の点を問います。

１点目、今回の地震においては、最大震度７ということで家屋の倒壊が顕著だったため、耐震が強く叫ばれるようになりました。能登半島地震を踏まえて、当町で見直した点は何になりますでしょうか。

２点目、交通網の寸断によって救助活動や支援物資の輸送も困難だったということで、当町においても、ほかの支援が入るまで町における防災資機材が大切になってくると考えます。防災資機材の備蓄は、現状どこにどれだけあるでしょうか。

また、今回は特にトイレ不足が問題となっていましたが、不足した簡易トイレなどの備蓄増量をしてはいかがでしょうか。

３点目、大きな災害においては、住民の方がほかの地域で避難生活ができるよう受入れ自治体が必要になってくる場合もあります。当町においては、企業とは様々な災害時応援協定を結んでいますが、ほかの自治体とも協定を結んではいかがでしょうか。

４点目、昨年10月28日に総合防災訓練として下宮小校区において、岐阜大学の村岡先生をお招きして洪水対応の訓練が行われました。その資料において、下宮小校区では揖斐川の堤防決壊時に１時間以内に洪水が到達し、浸水深ランクとしては、家屋の２階まで水につかる２から

５メートルとなっています。

大きな洪水が起こった場合、垂直避難では対応できないときもあると考えられますが、そのような大きな洪水のおそれのあるとき、町の実際の動きとしてはどう対応しますでしょうか、御答弁よろしくお願いします。

○議長（西脇博文君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　おはようございます。

本日は、４人の議員さんより一般質問をいただいております。発言順位に従いまして、順次、御回答を申し上げます。

初めに、宮嶋健太郎議員からの能登半島地震を受けて、当町における防災についての第１点目、当町で見直した点はでございますが、令和６年度、新年度予算に計上し、新たに次の３つの事業を進めてまいります。

まず１つ目は、木造建築物の耐震補強工事の補助金です。能登半島地震では、多数の木造建築物において、倒壊あるいは損壊といった被害が発生し、貴い命が犠牲となりました。

現在、神戸町内には現在の耐震基準を満たさない旧耐震基準で建てられた建築物があります。これら住宅の倒壊から生命と財産を守り、地震被害の軽減を図るため、木造建築物の耐震補強工事の補助金について、従前の国や県の補助に加え、新たに町費で上乗せの補助を行うことで、さらなる住まいの耐震化を推進してまいります。

次に、２つ目は、高齢者世帯等に対する家具固定器具の購入補助です。大地震が発生した場合、室内では、家具や家電製品の転倒、割れた窓ガラスの飛散などによる被害が想定されます。そのため、まずは高齢者世帯等を限定に、突っ張り棒やＬ字金具といった家具固定器具の購入費用の一部を助成してまいります。

３つ目は、感震ブレーカーの補助です。震災後に発生する火災の約６割が電気に起因するものであることが総務省消防庁の調査により明らかになっています。このことから、一定の揺れを感知して自動的に通電を遮断する感震ブレーカーを神戸町自主防災組織防災資機材整備等事業補助金の制度のメニューにこれを加えることで、各世帯への普及につなげられたと考えております。

次に、御質問の第２点目、防災資機材の備蓄は現状どこにどれだけあるのか。今回の地震で不足したトイレなどの備蓄を増やしてはについてですが、町では、防災資機材を各指定避難所や防災倉庫で備蓄しており、主なものとしましては、アルファ米や水などの食料品、段ボールベッドや間仕切り用のパーティション、災害用のトイレ、おむつなどの生活用品などです。それぞれの数や量、また次の更新時期などの状況は総務課で把握しており、一元管理しています。

今回の地震では、議員お説のとおり、トイレ対策が深刻な問題となっていることは、現地の

避難所支援に派遣した職員からの活動報告からも十分に承知しております。

神戸町では、現在、災害用トイレは全体で180台備蓄しています。各避難所ごとに、テントつきの災害用トイレや段ボール製の簡易トイレ、ラップ式トイレをはじめ、マンホール型対応トイレをそれぞれ備蓄しています。さらに、福祉避難所には、車椅子対応型トイレを各２台保管しています。

令和６年度予算に、引き続き防災資機材購入費を計上していますので、このトイレを含め、発災時に真に何が求められているのか情報収集し、防災備品の購入を進めてまいります。

次に、御質問の第３点目、企業とは様々な災害時応援協定を結んでいるが、他自治体と協定を結んではについてですが、まず、他の自治体との協定の状況を御説明申し上げます。神戸町では、ばら制定都市会議（ばらサミット）に加盟しており、平成24年に全国の加盟28市町と災害時における支援体制を取り交わしております。

さらには、町消防団と静岡県清水町消防団では、友好消防団縁組書を交わしており、両町の安全に寄与する内容となっているため、被災した場合には相互支援するような協定の関係にあると認識しております。

このような状況を踏まえまして、新たな自治体との協定については、今後の検討課題とさせていただきます。

なお、その他、企業などとは災害時における協定として36本締結しております。主なものは、生活必需物資の調達としてスーパーマーケットやホームセンターと、またライフライン供給や復旧として、電気・ガス・燃料・水道の各業者と、直近といたしましては、ドローンによる情報収集などの防災協定を締結いたしました。

今後とも、必要な物資の調達や支援体制として有効と考える協定について、検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の第４点目、下宮小校区に大きな洪水のおそれのあるとき、町の実際の動きとしては、どう対応するかについてですが、洪水の発生想定といたしましては、洪水ハザードマップでは、想定している雨量により、計画規模レベル１の百年に一度、また想定最大規模レベル２の千年に一度のケースとして、揖斐川等が破堤した際の浸水想定をしております。その中では、洪水時特定避難所として、北小学校と北幼児園を指定しています。

揖斐川が破堤するケースは、数時間から数日前にかけて豪雨が続いていることが予想されるため、その際には気象庁や河川事務所と随時情報共有を行います。洪水等の危険が予想される前に、住民に対して、防災行政無線や「すぐメールごうど」、ごうどアプリ、エリアメールなど様々なツールを活用し、住民に対して避難の準備を呼びかけてまいります。

いずれにいたしましても、周辺の状況が悪化する前に、速やかに避難対応できるよう、情報

提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、宮嶋健太郎議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔３番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　それでは、再質問に移ります。

１点目の当町で見直した点においては、耐震について力を入れられていることが分かりました。備蓄についても見直す点があると思いますので、よろしくお願いいたします。

２点目、防災資機材の備蓄について回答いただきましたが、町民が個人でどこまで何をふだんから備蓄しておかなければならないかは、なかなか分からないと思います。しかし、大きな災害時において、多くの人が対象となると、個人でも備蓄してもらうことが大切になります。

個人で必要な備蓄品の一覧を防災月間などの折に町広報に掲載するなどして周知をしてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　お答えをさせていただきます。

議員お説のとおり、災害時には皆様にやっていただきたい自助の一つとして、ライフラインが停止した場合に生活用品の備蓄というものが必要になるかと思います。

まず、避難するときに持ち出す非常持ち出し品と支援が届くまでの自宅で生活するための備蓄品、いわゆる非常持ち出し品と備蓄品、この２つのチェックリストにつきましては、町のホームページにて公表をしております。

また、一昨年には、災害・避難カードを全戸配付いたし、その中においてもチェック表を記載しておりますので、引き続きあらゆる機会を捉え、皆さんに周知してまいりたいと思っております。

〔３番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　ありがとうございます。

ホームページなどに載っているということですが、なかなかホームページを検索してということはされないものではないかと思いますので、今非常に地震について関心が高まっていると思いますので、ぜひ機会を捉えて広報などでも告知、周知していただければと思います。

次に、簡易トイレの増量は御検討いただきありがとうございます。町の備蓄品の中で、先ほど乳幼児ミルクが上げられていましたが、乳幼児のミルクやおむつ、女性の生理用品、高齢者用の紙パンツなどは、避難生活において必須のものになってくると思われます。

災害からある程度たてば、様々な支援物資がほかからも入ってくると考えられますが、支援

が来るまでのつなぎとしては最低限必要になってくると思います。それら生活用品の備蓄は大丈夫でしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　先ほど町長が御答弁いたしましたように、おむつをはじめとした生活用品につきましては、それぞれ備蓄をしております。具体的には、成人用のおむつとお子様用のおむつ、それぞれ各サイズを備蓄しております。

また、赤ちゃん用の哺乳瓶であったり粉ミルク、あるいは生理用品、ウエットティッシュ、マスクなど、それぞれ指定避難所に備蓄をしております。

〔３番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　それぞれ備蓄されているということで安心しましたが、やはり支援が来るまでの間に一定量、もし大きな災害となると、それが非常に多くの量が必要になってくると思いますので、それぞれの避難所で一定数の備蓄をお願いいたします。

３点目の他自治体との災害時応援協定についてですが、消防でのつながりの清水町、またばらサミットで28の市町との支援体制があることが分かりました。災害単独の協定ではないかもしれませんが、他市町との支援体制は非常に大切と考えますので、これからも防災においての他自治体との協力関係構築をよろしくお願いいたします。

４点目の洪水対応について、洪水の避難の場合、地震と異なり数日前から危険周知ができること、避難所が地震と違う場合があること、垂直避難では対応できない場合があることなど、地震とはまた違った訓練が必要となってきます。

今回の訓練は、下宮小学校区のみで行われました。洪水対応の訓練を、今後は下宮小校区以外の全地域でも行っていってはどうでしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　神戸町ではこれまで、中央会場という形で防災訓練、地震を想定して訓練を行ってまいりました。

令和５年度、今年度は、10月に町防災訓練の位置づけで、議員お説のとおり、下宮小学校区の防災エリアの方々を対象に、風水害の発災を想定して、図上の訓練を実施いたしました。参加者の皆様から、大変好評いただきました。

現時点では、この風水害に特化した訓練を各指定避難所、あるいは小学校単位で継続していきたいと考えております。

〔３番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　宮嶋健太郎君。

○３番（宮嶋健太郎君）　以前は、下宮小校区のみが洪水時の対象と思われていた時期もありますが、非常に大きなものがあるときは全町的に関わってくると思いますので、ぜひ洪水対応についてもよろしくお願いいたします。

以上で今回の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（西脇博文君）　宮嶋健太郎君の質問を終わり、２番　大場光晴君。

○２番（大場光晴君）　おはようございます。

議席番号２番　大場光晴、ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

今回の質問は、３つについてお伺いします。

それでは、１つ目の幼児園及び小・中学校の放課後や休校日のグラウンドの開放について質問いたします。

元来、日本では子供に関する所管は、文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁など様々な省庁に分かれ、縦割り行政になっていたものを、民主党政権下において幼保一体化政策の下で幼稚園と保育園のみを一本化する子ども家庭省の設置が検討されたのを皮切りに、昨年、こども家庭庁が2023年、令和５年４月１日に設立され、１年ほどたちました。

そして、その政策の中に、こどもの居場所づくりに関する指針が2023年、令和５年12月22日に閣議決定されました。これは、全ての子供が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、ウエルビーイング、いわゆる幸せな状態で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要とされています。

神戸町においては、ふれ愛公園、日吉公園、ばら公園いこいの広場、ごうど・ローズパークなどがあるものの、量・質ともにまだまだ少なく、地域によっては多様な体験活動や外遊びの機会に接することができるとは言いにくいと思われます。現在、児童館の開設を目指して事業も進められていますが、それでもまだまだ少なく、各地区全てにはありません。

また、町長におかれましては、政策の中で、この子育て支援を重点的に政策として考えられていると言われております。

そこでお尋ねします。

幼児園及び小・中学校の放課後や休校日のグラウンド開放について、オープンな場所として開放してはいかがでしょうか。

次、２点目ですが、文化・スポーツ等の全国大会出場者の激励金についてです。

神戸町においても、文化・スポーツに関して、全国大会出場者に関わる激励金や助成金が取り決められています。助成金は開催地までの旅費や宿泊費等のことで、小・中学生におよそ大

体50％と定められています。激励金に関しては、小学生から一般に至るまで一律の5,000円とされています。

この制度は平成９年からスタートということですが、近隣他市町と比較して激励金の金額も少し少ないように思い、東海大会までは交付されません。あと、フォロワーが730人とちょっと少ないですが、神戸町役場のフェイスブックでも全国大会の激励会が掲載され、町長におかれましては、にこやかな顔で写真に写っております。全国大会で近隣他市町と同様の一律１万円としてはいかがでしょうか。

３点目、３点目はプラスチック製容器包装の収集日についてです。

令和４年４月にプラスチック資材循環促進法が施行され、神戸町においても、昨年、令和５年４月より、月１回収集している資源ごみの収集日に、従来のプラスチックボトル以外のプラスチック製容器包装も、可燃ごみから資源ごみとして収集し再資源化を図られることとなりました。

しかし、プラスチック製容器包装は種類もかさばるものも多く、月に１度の収集では、自宅に保管しておくのには長過ぎ、収集日の回収を増やしてほしいとの要望が多数聞かれます。１月16日に開催された商工会の女性部との議会交流会でも要望をお受けしました。また、月に一度の収集では、新たに配付された緑色のプラ容器包装回収籠の数量もかなり足りないほどの量が収集されます。

そこでお尋ねします。

火曜日・水曜日と連続する資源ごみと不燃ごみの収集日の一方を２週間ずらすことによって不燃ごみの収集日にもプラスチック製容器包装を回収することで、月２回に増やしてはいただけないでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（西脇博文君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　大場議員からの御質問の第１項目め、幼児園及び小・中学校の放課後や休校日のグラウンドの開放についてでございますが、学校施設開放については、昭和22年の学校教育法、昭和24年の社会教育法及び平成23年のスポーツ基本法において、教育に支障がない限り、学校施設を公共のために利用することができるとされています。

また、昭和51年の文部次官通知では、地域住民の方の要請に応えるため、学校教育に支障がない限り、学校体育施設の開放について推進することが示されました。

これらを受けまして、神戸町におきましても、神戸町立小学校及び中学校の設置等に関する条例に基づき、施設の開放に関する規則を定めています。

この御質問の小・中学校のグラウンドは、既に遊び場開放として、神戸町内に存在する幼児

及び児童・生徒が、自由に使用しております。ただし、幼児については、保護者の付添いが必要です。

また、団体で使用する場合は、神戸町内に在住、在勤または在学する者が半数以上おり、その団体構成を教育委員会に登録し、許可を受けた団体が使用できます。

いずれにいたしましても、子供たちは、放課後や休日に自由にグラウンドで遊んでいただいており、今後も学校施設の開放を続けていく方針でございます。

次に、幼児園についてですが、神戸町立幼児園では、朝７時から夜７時までの12時間の間、ゼロ歳から５歳児までの園児に保育・教育を提供しており、屋内では遊びや制作活動、屋外では保育士の指導の下、園庭の遊具を使用した遊びなどを行っております。

なお、危険を認知することが困難な年齢の子供を保育する幼児園では、日頃から園庭の遊具など、様々な設備を適切に管理することで、子供たちが事故やけがに遭うことなく、園での生活を安全に送ることができるよう努めております。

こうした中、休園日には、遊具の使用指導や設備管理を行う職員が不在であり、職員不在の状況で園庭を開放することは、園の設備が適切に使用されず、誤った使用による破損等が生じた場合、その後の園での保育・教育を安全に提供することが困難となります。

このことから、現在のところ、幼児園の園庭につきましては、開放を行う考えはございませんので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、御質問の第２項目め、文化・スポーツ等の全国大会出場者の助成金についてでございます。

現在、神戸町では、全国大会に出場する選手に対して、町長主催の激励会を実施しております。

予選を勝ち抜き、岐阜県を代表して全国大会に出場される選手の皆さんに、私自身が直接励ましの言葉をおかけするとともに、激励金5,000円をお渡ししています。様々な競技で多くの選手が活躍されており、今年度は、今日までに36名の方に交付をいたしました。

神戸町出身の選手が全国大会で活躍することは、大変喜ばしいことであり、町といたしましても、頑張っている選手の皆さんの少しでもお力になればと考えております。

なお、激励金の金額は近隣の市町で様々であり、かつ激励金の交付は激励会開催において付随的な性格を有するものであることから、現時点では、金額の変更について考えておりませんので、御理解賜りたいと思います。

御質問の第３項目め、収集日の一方を２週間ずらし、不燃ごみの収集日にもプラスチック製容器包装を収集することで、月２回収集できないかについてでございます。

議員お説どおり、町では、プラスチック資源循環促進法が令和４年４月に施行されたことに

伴い、令和５年４月より月１回、各地区の指定の火曜日及びエコプラザごうど開催日にプラスチック製容器包装を収集し再資源化を図っています。

各地区指定の収集日には、区長会の御理解の下、ごみステーションごとに当番をお決めいただき、当番の方々にごみ収集籠の設置及び撤去、ごみの分別確認、収集後の清掃等を御協力いただいております。

不燃ごみ収集日を２週間ずらして月２回収集することは、そもそも不燃ごみ収集日は缶等の金属類や、傘や小型家電、耐熱ガラス製品等の小型雑類の収集日であるため、同じ日に併せてプラスチック製容器包装を収集することになれば、新たなごみ収集車を増やす必要があること、また住民への周知徹底や当番の方々にも御理解いただく必要があること等から、月２回の収集については、今後の検討課題とさせていただきます。

なお、新年度に計画しておりますエコプラザごうどの移転・改築に伴う制度設計策定の際には、議員各位をはじめ、住民団体や環境ボランティア団体の代表者などの御意見を十分にお聞きし、開催日時を拡大すること等で、町民の方々がプラスチック製容器包装を分別しやすい環境を整えてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、大場議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔２番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　大場光晴君。

○２番（大場光晴君）　それでは、少し再質問させていただきます。

１点目の幼児園及び小・中学校の放課後や休校日のグラウンドの開放についてですが、まず、小学校、中学校のグラウンドについては開放はされているということですが、出入口の目立つところに看板が設置され、校地及び学校施設を使用する場合は教育委員会または学校長の許可を受けること。もう一つ、関係者以外立入禁止、御用の方は職員室までお越しくださいと大きな看板が２個ずつぐらい立っております。これを見れば、やはり一般の方ないしはまだ新しい小学生になったばかりとか慣れていない人に関しては、入ってはいけないんだと思われるのが多分普通の感覚だと思います。

ちょっと先生にお聞きしましたら、児童とか学生には使ってもいいよという話はされているということですが、父母の方や地域の人はほとんどの人が、ああこれは入っちゃいけないんだ、あの大阪の事件以来、もう閉ざされた空間だという認識をほとんどの方が持っていらっしゃいました。我々の頃は、門扉もなかったですし、もうフリーの状態で、学校から帰ると家にかばんを放り出して、自転車でもう一回、ドッジボールやサッカーボールを持って集まって、夜暗くなるまで遊んだ覚えもあります。

特に公園も少ない中、もっと自由に、グラウンドをオープンしていますよということを徹底してもらって、もっと有効にグラウンドを使っていただけるように周知徹底していただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（西脇博文君）　教育課長　大坪由美君。

○教育課長（大坪由美君）　お答えします。

学校においては、子供たちの命を守ることが何より大切でございます。

議員お説のとおり、現在学校におきましては、必要なとき以外、門扉は閉じております。また、出入口には案内の看板を立てております。これらは不審者の侵入を防止するためでございます。痛ましい事件を受けまして、学校におきましては、出入口の侵入、不審者が侵入してくることを防ぐためには、出入口の対策が最も大切とされ、そのような対策を行っているところでございます。

そのような不審者への対策を行っていることも含め、土・日にはグラウンドを開放していることについては、学校だよりやすぐーるのお知らせなどで定期的に周知してまいりたいと考えております。

〔２番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　大場光晴君。

○２番（大場光晴君）　これからちょっとすぐメールとかで周知していただけるということですが、もう一つ、グラウンドに遊びに土・日に来られたときには、利用者のためのトイレが鍵がかかっていたりする学校がかなりありますので、できるようでしたらトイレを使えるような状態にしていただかないと、なかなか遊んでいてもすぐ帰らなきゃいけないとか、近所の人にお世話にならなきゃいけないという状態にもなってしまいますので、その辺はちょっと何とか考えていただけないでしょうか。

○議長（西脇博文君）　教育課長　大坪由美君。

○教育課長（大坪由美君）　各小・中学校の外トイレにつきましては、現在、学校のほうで管理をしており、ほとんど学校が休日は鍵をかけております。

休日グラウンドを使用する少年団などの団体におきましては、トイレの鍵を貸し出しておりますので、トイレを利用し、使用後は清掃もしていただいておるところです。

管理運営上、また安全上、これまでの管理を継続していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔２番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　大場光晴君。

○２番（大場光晴君）　管理上ということですが、やはりトイレがないと大変ですので、これか

らまたもう一つ、もう一回いろんな方と相談して、再検討していただきたいと思います。

次に、幼児園のほうなんですが、グラウンドは文字どおり、門扉に鍵がかけられ立入禁止となっています。これは他市町の状況はどうなんでしょうか。

○議長（西脇博文君）　子ども家庭課長　小野　健君。

○子ども家庭課長（小野　健君）　ただいま御質問をいただきました他市町の開放状況につきまして、西濃圏域の11市町のうち１町が開放を行っておるという状況でございます。

〔２番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　大場光晴君。

○２番（大場光晴君）　１割の幼児園は開放していると。解放されていない市町が多いんですが、神戸町においてもやっぱり遊び場がないので、なるべく開放の方向で検討していただけるとありがたいと思いますが、１歳前後の人格形成する時期に兄弟や親族以外の同世代の子供同士、触れ合うことはとても大切だと思います。ベビーカーなんかでお散歩しながら公園デビューしたり、ママ友の情報交換の場とか、そういう利用価値が非常に公園には高く、今後公園を各地に造ることは経済的にも厳しいと思われますので、せっかくある幼児園のグラウンド、遊具を使えるようなうまい方法をこれから検討していっていただきたいなというふうに思います。

あと、こども家庭庁のこどもの居場所づくりに関する指針の概要に、市町村は量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進すると責務・役割が示されています。まして、町長の政策の中でも子ども・子育て支援を重点政策としているということですので、これからもやっぱり子供の遊び場づくりを各地で、公園、例えば南平野小学校区、下宮小校区には、顕著に公園なり遊び場が少ないということですので、またその辺も考慮して考えていただけるとありがたいと思います。

次、２番目の激励金についてですが、池田町の堀島選手のようにオリンピックや世界選手権で活躍していただける方が出られればまた考え方も変わるかもしれませんが、せめてもう少し上乗せして、支援しているよと。まして、神戸町を背負って全国に出られるんで、町のＰＲとしても非常に有効な方だと思いますので、その辺はまた御配慮いただければありがたいと思います。

最後、３番目のプラスチック製容器包装の収集日ですけれども、エコプラザごうどの移築に対応してということですが、１つはエコプラザの完成までまだ１年半から２年かかります。

また、北小学校区や南平野小学校区は距離もあることから、非常に大変だと。まして、運転免許を返納された方は移動手段がばらタクになるので、ばらタクでごみを持っていかなきゃいけないという話にもなってしまいます。

月に一度ですと量も非常に多いですので、やっぱり２回ぐらいは回収日を設けていただける

とありがたいと。確かに収集車、パッカー車だったと思うんですけど、プラスチックごみをパッカー車が毎週１台かな、増えることになると思うんですが、逆に言えば、それだけで町民の方々が非常に暮らしやすくなると、ごみを出しやすくなるというふうに思いますので、ぜひ、例えば第１週の収集日の地域は、第１週に燃えるごみとプラごみ、プラスチック製容器包装を収集していただき、第３週に燃えないごみとプラスチック製容器包装の収集をするというふうにすれば、立会人の延べ人数も全く変わりないですので、それでしたら非常に安いコストで収集日が増やせるということだと思いますので、ぜひその辺を関係各所、ごみ収集車の方やら各区長さんやらいろんな方、立会いの話もあると思いますので、今すぐ返答ということはできないと思いますが、また再協議していただいて、よりごみ出しがスムーズにできるようにお願いしたいと思います。

以上、グラウンドの開放の件と激励金についてと、あとプラスチック製容器包装の収集日について、３点質問させていただきました。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西脇博文君）　大場光晴君の質問を終わり、４番　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　おはようございます。

議席番号４番　小川榮一、ただいま議長の許可が出ましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

まず質問の前に、今年１月１日に発生しました能登半島地震で亡くなった方の御冥福をお祈り申し上げるとともに、今なお避難生活を余儀なくされている方の一日も早い復旧・復興を願うものです。また、３月11日に東日本大震災発生13年目を迎え、まだ原発災害で２万9,000人の方がふるさとに帰れず、避難生活を続けていらっしゃいます。一日も早い帰還を願うとともに、大災害を忘れず、大災害に備えることの大切さを思うわけです。

そこで、今回の質問のテーマは、能登半島地震の教訓をどう神戸町地域防災計画に生かすかというテーマです。

今議会は、私を含め３名の議員が防災について質問しますので、私は避難所運営に絞って質問させていただきます。

まず最初ですけど、避難所開設の初動期の重要性ということで、能登半島地震では、指定避難所の開錠、ドアを誰が開けるかが分からずに、押し寄せた住民らによって窓ガラスやドアを壊して避難所に入った経緯があります。

神戸町避難所マニュアルの中の７ページに、避難所の開錠、ドアを開けることについて述べられております。それによりますと、原則、町担当職員が避難所を開設する。ただし、災害により町担当職員の参集が遅れることも予想されることから、自主防災組織などが合い鍵を保管

し、町の対応が遅れる場合には住民自らが避難所を開設することも考慮するとなっております。

神戸町では、現在どのような体制になっているでしょうか。また、能登半島地震のように祝日に地震が発生した場合、素早く指定避難所を開設できるでしょうか。能登半島地震の経験から、改善する点があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

２つ目にトイレですが、ＮＰＯ法人日本トイレ研究所の研究によりますと、災害が発生し避難所開設から３時間以内に避難民の４割がトイレを利用すると言われております。また、６時間過ぎますと、避難民の７割の方がトイレを利用すると言われています。

神戸町避難所マニュアルでは、７ページに避難所開設の準備として手順が書かれてあります。それによりますと、まず最初に非常電源等の確認をする、次に備蓄物資の確認をする、そして散乱した備品などの清掃をして、最後にトイレの確認となっております。トイレが最後の項目になっております。トイレの確認が最後になり、その間も避難民がトイレを利用し続けます。また、トイレの確認事項も、トイレの状態を目視と水を流してとなっております。しかし、下水管が破断していますと、使用当初は流れていても、ある時点で一気に汚物が逆流してあふれる可能性があります。事実、阪神大震災、東日本大震災、熊本地震、そして能登半島地震でも、避難所での最大の問題点はトイレでした。汚れたトイレに行くのが恐怖になって、飲物や食べる物を控える、それによって脱水症状が起きる。また、避難所の空気も汚物の臭いで環境が悪化し、そうした中で災害関連死も発生しております。

避難所開設当初、避難民がトイレに行く前に素早くトイレの保全を開設の初動期に行うようにマニュアルを書き換える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、自動販売機についてお聞きします。

指定避難所になっております公共施設に自動販売機がありますが、そのうち災害時に無料で飲料水ができる災害支援型自動販売機はどの程度設置されているでしょうか。

災害支援型の自動販売機のメリットは４つあります。

１つは、停電になっても非常用の電源で稼働し、無料で飲物が取り出せる。

２つ目、１台の自販機の中には、最大500本の飲物が入っております。場所を取らずに様々な飲物を備蓄できます。

３番目に、いつもは普通の自動販売機で利用できます。賞味期限とか在庫の管理が不要です。

そして、最後に４つは、停電時には電気供給源としても利用できます。

このように、災害時に効果が期待できる災害支援型自動販売機を今後計画的に設置してはと思いますが、いかがでしょうか。

次に、能登半島地震では、1.5次避難所という一次と二次の間の避難所が設置されました。一次は指定避難所、二次は福祉避難所ともいい、高齢者や障がい者の避難所になりますが、今

回1.5次避難所という施設ができたことについて、これをどう考えていますか。

また、今後、神戸町地域防災計画に取り入れていくお考えはあるでしょうか。

最後に、災害関連死審査会設置条例についてお聞きします。

災害関連死審査会設置条例は、避難所生活の長期化で体調を崩して亡くなる、いわゆる災害関連死を認定し、最大500万円の弔慰金、お見舞金を遺族に支給する条例をいいます。過去の地震では、関連死としましては、東日本大震災では２万2,215人の死者のうち3,794人が関連死、熊本地震では、地震による直接の死者は50人でしたが関連死は218人、能登半島地震では、死者232人のうち14人が関連死で亡くなっております。

国の機関、復興庁によりますと、災害関連死の９割は70歳以上の高齢者であると分析されております。国では、この条例制定は努力義務としておりますが、全国ではこれから制定するという市町が多いようです。新聞報道では、三重県では29市町のうち、度会町１町のみが条例制定をしているという報道がなされております。

他県でもほとんど未整備の状態ですが、神戸町ではどういう状態でしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西脇博文君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　小川議員からの御質問の能登半島地震と神戸町の防災計画についての第１点目、指定避難所の開錠やトイレについてでございますが、今回の能登半島地震を踏まえ、国や県から防災計画や避難所運営マニュアルなどの改定が示されると聞いております。その内容に沿うように、今後、町として必要な内容を検討し、改定を進めてまいりたいと考えております。

御質問の避難所の鍵の開錠については、総務課で一元管理しておりますので、発災時には迅速に避難所を開設し、安全確認を進めるとともに、トイレの状況確認も、鍵の開錠時に合わせ速やかに行ってまいります。

次に、御質問の第２点目、災害支援型自動販売機は、どの程度設置されていて、今後設置していく考えがあるかについてでございます。

神戸町では、平成18年から中央公民館の１階ロビーに災害支援型自動販売機を１台設置しております。また、町民体育館南側には、民間事業者の方が設置された災害支援型自動販売機が１台ございますので、有効に活用できるよう相手方と調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、今後につきましては、自動販売機の設置業者の御厚意による部分が多いと思いますが、次回の自動販売機の更新の際には、設置業者と機種等について協議していきたいと考えております。

次に、御質問の第３点目、能登半島地震では1.5次避難所が設置された。今後、神戸町地域防災計画の中に取り入れていく考えはあるかについてでございます。

神戸町の場合、要配慮者等の方々については、まずは福祉避難所において対応していくこととなると考えます。また、1.5次避難所の設置については、通常、広域圏での対応ということになろうかと考えます。今後示されます国や県の指針に基づいて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の第４点目、災害関連死審査会設置条例を整備していく動きがあるが、本町ではどのように考えているかについてでございます。

神戸町では、令和元年６月の災害弔慰金の支給等に関する法律の改正を受けまして、同年９月に災害弔慰金の支給等に関する条例を一部改正し、支給審査委員会の設置について定めております。

この審査委員には医師、弁護士等の方々を任命し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審議し、認定の判断をするものでございまして、御質問の件については、この支給審査委員会において対応できるものと考えております。

以上、小川議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔４番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

まず、指定避難所の鍵のことですが、今、御答弁では一元管理をしているということですが、例えば今回、能登半島地震では住民の方が誰が鍵を持っているのか分からないということだったんですが、例えば神戸町、今一元管理ということですけれども、区長さんですが、区長さんは、例えば役場が一元管理しているということを御存じでしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　ただいま小川議員お説のとおり、指定避難所の鍵については総務課で一括で管理をしております。

この一括管理していることにつきましては、区長会を通じて総務課で管理しておるということを周知してまいりたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　これからやっぱり区長が替わられるときもありますけれども、その折々に一括管理していると、何かあったら総務課にというふうに多分なると思うんですが、私が思

うに、これは非常にリスクがあると思うんです。例えば総務課の職員、例えば地震が起きたときに職員も被災者になる。そうしたときに、例えば自分が大けがをする、あるいは御家族が家の下敷きになる、そういう状態で役場に行って鍵を取っていって、それぞれの指定避難所に鍵を届けるということは果たしてできるかなあと思うんですね。

そう思うと、むしろ指定避難所のそれぞれの地区の区長さんたちにもう合い鍵を渡して、何かあったらこの手順でお願いしますといったほうが、そしてもし区長さんも被災になっていれば役場から駆けつけますというような、そういう二段構えのほうがはるかに現実的なような気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　御質問の件でございます。

神戸町の指定避難所は、御承知のように小・中学校の体育館、あるいは公共施設が中心でございます。区長様方にその合い鍵をお渡しするということにつきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

〔４番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ぜひともその辺り、最初のボタンの掛け違いをしますと、役場の職員がつらい立場になると思うんですね。例えば、もし今回の能登みたいに住民がドアを蹴破って避難所へ入ったとすると。そこへ総務課の職員が鍵を届けてくると、今頃何だというふうに多分なると思うんです。

事実、最初のボタンの掛け違いは、次の避難所の運営にかなり深刻な影響も与えるかなあと思うんですね。今までの過去の地震の中で、結構役場の職員が住民から責められて自殺している県もあります。そういうことで、最初のボタンの掛け違いはしないということも大事かなあというふうに思いますので、ぜひその辺り検討していただければと思います。

次、２点目、トイレですけれども、今までマニュアルでは最後という形でしたけど、これからはその手順を考えていただく。できれば最初にやると、そういうふうにしていただきたいなあと思うんですけど、もう一つトイレで重要な問題は、女子トイレだと思うんですね。やっぱり女性の立場になって考えると、いつまでたっても男女共同でトイレをやるということは非常につらいなあと思いますので、この女性に対する対応ですが、やっぱり必要だと思うんですね。

神戸町の避難所運営マニュアルの16ページから17ページにかけて、女性視点での避難所運営が書かれております。その中で、ちょっと読み上げますと、避難所設置当初はトイレの不足により、男女の区別なく共用のものとして設置される場合もあるが、一部は女性専用として別々の場所を設置するといった配慮も必要となる。そして、女性トイレをはじめとして、専用の更

衣室、赤ちゃんに乳をあげる授乳室、女性専用の洗濯場、それから生理用品などの女性専用の物資の配給場所、女性を守る避難所運営が必要だと思うんですけれども、このマニュアルには誰がこれを仕切ってやるかというのは書かれていないんですけれども、これは誰がやるというふうに想定しているでしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　これまで神戸町で防災訓練の中で避難所運営につきましては、各自治会の役員様方、特に区長様を中心に、まずは運営組織を立ち上げていただくという形でこれまで訓練をしてまいりました。

今後、組織の中に、議員お説のとおり、女性の方々を登用して、女性の意見を積極的に取り入れる環境整備を今後研究してまいりたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　ぜひ研究していただきたいと思うんですけど、防災の関係は防災士という制度ありますけれども、やっぱり女性視点でやるには女性の防災士が必要だと思うんですが、神戸町では女性の防災士は何名ほどお見えでしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　令和５年３月末現在のデータでは、認定特定非営利活動法人日本防災士機構に確認いたしましたところ、神戸町に46名いらっしゃる防災士の登録者のうち、女性の方は５名でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　46名の防災士のうち５人の方が女性防災士ということで、僕も初めて知ったんですけど、これについては、町は把握していますでしょうか。どんな方が。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　実際５名いらっしゃるということで、どなたかということは、町のほうでは把握しておりません。

〔４番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　町のほうでも限界もあるかと思いますけれども、できましたらその方も含めまして、今後女性防災士を増やしていく、そのような取組をしていってはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　神戸町では、平成20年度より、この防災士取得に関する研修費の補助制度を進めています。現在までに、この制度を使って12人の方が防災士になっていただいておりますが、実際のところ、この制度を活用しての女性の方の実績は現在のところございません。この補助制度があるということを、あらゆる機会を捉えてＰＲしてまいりたいと思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　よろしくお願いいたします。

続きまして、自動販売機なんですが、災害支援型自動販売機、ところどころ見るんですけれども、僕も初めて知りましたが、１台の中に500本の飲物があるということで、ある意味給水が本格化するまでつなぎとして非常に有効かなあと思うんですが、今回の予算でも出ておりますが、児童館が改修されますが、この児童館も指定避難所になっております。

今、これから設計になると思いますけど、設計段階から災害型自動販売機の設置と場所を決めて、設計の中に盛り込むことはできないでしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　今後は、中に施設を開設するようになった場合には、今、議員お説の災害支援型自動販売機の設置については検討してまいりたいと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　小川榮一君。

○４番（小川榮一君）　よろしくお願いします。

それと、あと公共施設ですね、図書館とか、これからまたエコプラザとかいろいろありますけれども、できましたら自販機の更新も含めまして改修時にも、計画的に災害支援型自動販売機を設置していただきますようよろしくお願いいたします。

それから、1.5次避難所に関しましては広域でやるということと、それと最後の質問の災害関連死審査会設置条例につきましては、ほぼ神戸町では同様のものはできているということですので、非常に安心いたしました。

今回、神戸町で災害関連死のを制定しているということで、やはりほかの市町はまだこれからというときにもう神戸ができているということは非常にいいなあと思うんですね。やはり防災は先手先手だと思いますので、今後も災害に強い町ということで、神戸町をぜひお願いしたいと思います。

以上で小川榮一の一般質問を終わっていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西脇博文君）　小川榮一君の質問を終わり、ここで11時まで休憩いたします。

午前10時37分　休憩

午前10時59分　再開

○議長（西脇博文君）　休憩を終わり、会議を続けます。

10番　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　10番　鈴木愛子でございます。

まず冒頭に、１月１日に起きました大地震です。能登半島を襲いましたけれども、いまだに避難生活を余儀なくされている方が大変多いことに心を痛めております。亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、一刻も早い復興・復旧を望むところでございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問のほうに入ります。

10番　鈴木愛子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

能登半島地震を教訓として、町の防災計画の抜本的な見直しについてお尋ねをいたします。

本年元旦に発生した能登半島地震は未曽有の犠牲と被害をもたらし、２か月以上が過ぎた今なお多くの市民が日々の生活にあえぎ、今後の生活を見通せない深刻な事態が続いております。被災市の一刻も早い復興を願いながら、この地震から私たちの住むこの町と住民の命と財産を守るために教訓を酌み尽くす必要があると考えます。

そこで、町が当面防災計画の抜本的な見直しを大至急進めるべきではないかと考え、２題に絞り質問をいたします。

(1)1995年の阪神・淡路大震災でも、今回の地震でも、犠牲者の80％以上が家屋の倒壊による圧死と言われています。新年度予算で耐震への補助が拡充されていることには、極めて重要だと考えますが、本町の耐震率などの状況と今後の目標などについてお尋ねをします。

(2)として、ライフラインの遮断も深刻であります。全体として、今後の中心的な課題であるが、その中でも特にトイレの問題への対策は重要度が高いと考えます。現状と、ラップポンなどの導入が必要ではないという点をお尋ねします。

(3)現在の避難場所の設定と課題について、家屋の多くが倒壊するような事態を想定した場合、現在の避難場所で対応しうるのか、検討が求められているのではないでしょうか。

大きい２点に移ります。

町のまちづくり戦略についてです。

３月１日、まちづくり戦略を検討している神戸町地方創生総合戦略推進委員会が開催され、様々な提言が出されたと聞いています。

また、先般開催された社会福祉協議会主催の地域支えあい講座で、抽出アンケートによれば、全国75市町村のうち、神戸町の町民の幸福感は15位と紹介され、これはこれで重要なデータだ

と考えますが、戦略推進委員会では、町にとって何が最も求められる課題となっているとされたのかお尋ねをいたします。

以上、大きい２点ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（西脇博文君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　鈴木議員御質問の第１項目め、能登半島地震を受け、町民の命と財産を守り抜くための対策強化についての第１点目、本町の耐震状況と今後の目標についてでございます。

神戸町では国や県の補助メニューを活用し、旧耐震基準で建築された木造建築物に対し、平成14年度から耐震診断の補助、平成17年度からは耐震補強工事の補助、さらに平成21年度からは耐震診断を自己負担金なしで実施しております。

また、元日の能登半島地震においても、多数の倒壊家屋が発生したことから、さきの宮嶋健太郎議員の御質問の答弁のとおり、耐震補強工事において、従来の補助に加え、町単独で補助金を上乗せすることで木造住宅の耐震化を加速させるよう、新年度予算に計上しております。

さて、本町の耐震化の状況ですが、総務省の住宅・土地統計調査によりますと、本町の住宅戸数は約6,300戸、そのうち新しい耐震基準以降に建築された建築物や耐震基準を満たすよう工事を行ったもの等を合わせた戸数が約4,450戸であることから、耐震化率はおおむね70％となっております。

今後の耐震化の目標につきましては、耐震診断については自己負担なしで実施できることから、まずは耐震診断を実施していただき、御自分のお住まいの家屋の状況を認識していただくことが耐震化率への向上の第一歩と考えます。

そして、診断の結果、耐震補強工事が必要な場合には補助制度の活用により工事を実施していくことで、地震被害の軽減を図り、町民の生命と財産を守りたいと考えております。

能登半島地震の発災で、住民の関心や意識も高くなっていると考えておりますので、少しでも耐震化率を向上させ、安全・安心なまちづくりにつながるよう、これまで以上に町広報、ホームページ等による周知を継続的に図ってまいります。

次に、御質問の第２点目、ラップポントイレ導入などの考えについてでございます。

議員お説どおり、能登半島地震の被災地では、断水などの影響によりトイレの問題が深刻化していることは、派遣した職員からの報告や報道等からも十分に承知しております。

さて、御質問のラップポントイレは、水を使わず、臭いも漏らさず、排せつ物等を密封して微生物も遮断するラップシステムでありますが、その一方、他の災害用トイレに比べ高額で、また電源が必要となります。

現在、神戸町では、このラップポントイレを各指定避難所ごとに１台、合計で７台備えてお

ります。

今後、能登半島地震を踏まえ、様々なトイレが改良されてくると考えますが、新年度予算として計上している防災資機材購入の中で、御指摘のトイレも含め、用途を見極めつつ購入してまいりたいと思います。

次に、御質問の第３点目、避難所の課題では、現在の指定場所は被害の大小や高齢化に対応し得るかについてでございます。

町では、指定避難所７か所と福祉避難所４か所、その他補完的な避難場所として３か所を指定しております。なお、障がいのある方や医療行為が必要な方など、要配慮者の方々につきましては、福祉避難所での対応を考えています。

また、コロナ禍以降、分散避難ということで、指定避難所だけではなく、車中泊や被害がなかった親類や知人宅、また宿泊施設に避難するなど、御自身に適した安全な場所へ避難することが示されております。

今後とも、住民に対して、平時において発災時にどのタイミングで、どこに避難するか、避難先はどこにあるかを事前に考えていただく災害・避難カードの作成を推奨し、防災意識の高揚に努めてまいりたいと思います。

続きまして、御質問の第２項目め、町にとって何が最も求められる課題となっているかについてでございます。

今月の１日、正・副議長にも御出席を賜りまして、地方創生をより一層推進し人口減少の抑制を図る総合戦略に基づいて設置されました有識者会議、地方創生総合戦略推進委員会を開催いたしました。

この委員会は、産・官・学・金・労・言といった各界の皆様で構成されており、新聞でも報道されたとおり、御出席の委員の皆様から、人口減少や産業振興、郷土教育の充実、情報発信などについて、大変闊達な御意見をいただいたところでございます。

こうした中、ただいま鈴木議員から御紹介いただきました社会福祉協議会が開催いたしました地域支えあい講座において、安八郡広域連合が令和４年度に、65歳以上の高齢者などを対象とした健康とくらしのアンケート調査で、神戸町の方は、調査対象となった自治体の中でも、比較的幸福感が高いという結果が出たということであります。高齢者の幸福感を高めるには、人との交流や地域でのつながりが大切であるということでございました。

今回の調査結果については、大変うれしく感じているところでございますが、こうしたことを踏まえ、議員お尋ねの神戸町が抱える課題については、やはり第一に人口減少の抑制、人口減少と考えます。少子高齢化に伴う人口減少は、国全体が抱える社会的な問題でもありますが、地域のコミュニティーの希薄化、町全体の活性化の減退につながることから、今後、人とのつ

ながりや地域のコミュニティーをいかに維持していくかは、町にとっても大変重要な課題であります。

町といたしましては、人口減少問題に対応するため、子育て支援のみならず、様々な施策をバランスよく実施することで対応していきたいと考えております。

また、町民の皆様からいただく御意見などに真摯に耳を傾け、心に寄り添う事業を着実に実行することが、私の掲げている「住み続けたいまち、ごうど」につながっていくものと信じ、日々の町政運営に邁進していきたいと考えております。

以上、鈴木議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございました。

耐震状況をお聞きしましたが、神戸町での耐震化率は70％、岐阜県としては71％というふうに数字が出ているわけです。

阪神・淡路大震災後、やはり海岸付近の自治体は非常に懸念を持って取り組んでいるという意味では、実は90％を超えている自治体が多いということも分かってまいりました。都市部に近いところは、人口も増え、新しいうちも建てられるので、それが押し上げているというのも一部考えられますけれど、やはりこの耐震化率を上げるにはどうしていったらいいかということを、極端にもそこを一筋に考えてやっていくべきと思います。

というのは、倒壊された家屋、それを廃棄するのにおよそ１軒177トンぐらいかかるというふうに言われています。家屋だけに限らず、中に入っている家具や、それから電化製品、そして長年の積み重なったものが非常に多いものを処理する費用が非常にかかると。その処理する費用に比べれば、耐震補強を上乗せしてでもやるべきではないかという、そういう意見も出ています。

今回、この神戸町、上乗せをしていただくのが新年度に出ておりますが、そのためにはまず耐震の診断ですね、これを上げなくてはならない。それに向けて、これがやっぱり自治体が努力していくことが鍵だと言われておりますので、職員さんにぜひ頑張っていただきたい。周知の方法も、広報や、それからネットで、ホームページでお知らせするということですが、本当に大切なものを、長年積み重ねてきたものが全部壊れてしまうということは、本当に悲しいことなんですよね。つらいことなんです。そういった意味では、どこを強力的にやるかということを考えていただきたいなあと思います。

岐阜県も71％ですからあまり高くはないんですけれど、やはり水害とか、それから津波とかのかかっているところは最初言いましたけれど、静岡では焼津が94％、吉田町が94％、菊川が

93、袋井が95と、こういうふうにやっている自治体があるということは、やっぱり神戸町でもしっかり捉えて進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西脇博文君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　鈴木議員お説のまずは耐震診断をやっていただくというものは、まず大事だと思っております。この耐震診断を行うことによって、町民の方が自分のお住まいがどういう状態であるかというのが把握できると思います。その上で、補強が必要な場合はしっかりと国・県・町の補助を使いまして、補強工事をやっていただくということでございます。

やはり周知が一番必要だと思っていますので、あらゆる機会、広報とかホームページは当然のことでございますけれども、私もいろんなところで町政報告会、区のほうに出向いております。そのときには、きちっと今回の能登半島を受けた事業につきまして、周知徹底してまいりたいというふうに思っていますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　町長に委ねますので、よろしくお願いします。

調整監にお尋ねしますが、この議会で初日に議決しました、一般会計で、10件の耐震診断、耐震診断の件数が10件のうち５件受けて５件減額しましたね。耐震補強するのに１件しかなされていなかったということも重々分かっておりますが、今回、何件分上げられたんですか。

○議長（西脇博文君）　産業建設部調整監　土屋典生君。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　新年度当初予算では、耐震診断件数を10件と見込む予算を計上しております。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　１日の地震が起きてから、診断を受けたいという要望は電話ではあったんでしょうか。

○議長（西脇博文君）　産業建設部調整監　土屋典生君。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　本年元日の能登半島地震以降、耐震診断に関するお問合せも数件寄せられている状況でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　その状況の上で10件というのは、非常に少ないと思います。これは委員会でも10件の報告は受けましたので分かっておりますけれども、町民の皆さんにぜひこの件数を知っていただいて、もっともっと受けていけるような形にしていきたいと思うんですが、

10件を上回った場合は補正を組むことも今後は考えていらっしゃいますか。

○議長（西脇博文君）　産業建設部調整監　土屋典生君。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当初予算では、先ほど御説明いたしましたとおり、耐震診断件数を10件と見込み予算を計上しており、その件数分の補助金を国や県に要望している状況でございます。当初予算を上回る耐震診断の御要望がある場合には、国や県に補助金の増額要望を行い、補正予算をお願いすることで対応したいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございます。

町民の財産と生命を守るために努力をしていただきたいと思います。

続いて、２番目です。ラップポンの導入です。

既に神戸町は高い、高額なラップポンを購入していただいて、７台ですね、指定避難所に１台ずつ置けるようになっております。今ネットでも見ますと、気軽に買える６万ぐらいのラップポンもありますが、やはり高額な20万円ほどするラップポンを買っていただいているわけですので、相当値段に差がありますので、安いからといってそれを買って利用するときに、電気が必要だと言われましたけど、臭いもないということで、今後それを増大していただくつもりだというような答弁をいただきましたが、よろしくお願いいたしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　町長の答弁にもさせていただきましたが、この能登半島地震を踏まえて、また新たないろんなトイレも改良されて発売されてくるものと思います。神戸町としましては、その鈴木議員御指摘のトイレも含めまして、用途を見極めながら、今後どのようなトイレを購入していくか十分研究して購入してまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございます。

その点は、よくよくお願いしたいと思います。

私たち議員に町の防災計画、赤い冊子のこれぐらいのものなんですが、今日も持ってきましたけど、この中に、実は先ほど小川議員が言われた女性のための中身が詳しく書かれている。

私はこれを見て、このことがもう既に防災計画に取り組んでいるのかという、取り組んでいかなければならない内容だったんだということをびっくりしたんですよ。ところが、それが現実的にはなっていないんですよね、今もって。男女共用のトイレになっているとか、女性専門のはないので、その点はしっかりと受け止めていただいてつくっていただきたいと思います。

このラップポンですけど、囲いはあると言っていらっしゃったね、たしか部長の話では。そういう意味では、それを女性用にするか高齢者用にするか、中が見えないように囲ってあるトイレですので、よろしくお願いしたいなあと思います。

それでは、３番目に移ります。避難場所の課題です。

被害の大小に関わってくる問題なんですが、指定避難所が７か所ありますね。その７か所に地域で割ってありますけれど、被害の状況によっては液状化したりとか、それから水があふれ出て通れないという場合などは、そこの場所まで行けない高齢者の方も出てくるやもしれません。

そういった場合に、指定となっておりますが、近くのところに行くということは可能だと思うんですけど、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　今、鈴木議員おっしゃったように、防災計画の中では、それぞれ指定避難所の対象区を指定してございます。

お話のとおり、例えば液状化してその場所に行けないというような場合には、町が指定しております違う場所に行っていただいて避難していただくということも十分対応できると思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　違う地域に行って、お一人の方がそこでなじめないということもあるかもしれませんが、一時避難としては、当初の初期避難としてはそういう対応をしていただいて、そしていずれ地域の方がいらっしゃるその地域の指定避難所に移動されるということを思っておるんです。そうしないと、日常生活がやっぱり独りでは何ともならないですので、そういう対応もぜひしていただきたい。

そのときに、やはりそういう人たちを助けていただく人、町職員は非常に忙しいと思うんですよね。そんな中で、やはり民生委員さんたち、それから防災組織の人たちの協力を得なければならないと思いますので、そのような話もぜひ町のほうから話していただける機会があったらお願いしたいなと思うんです。

区長会辺りに防災資機材の区に下りる費用がありますので、そのときにお話をしていただけ

る場があると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　それぞれ区の防災訓練、あるいは防災訓練の前段の打合せ会等ございます。そんな中で、区長様方には十分周知してまいって、いずれにいたしましても、誰もが安心して過ごせる避難所の運営ということを心がけて、いろいろ協議、研究してまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　ありがとうございます。

課題はたくさんあると思いますけど、一つ一つ町民の皆さんに丁寧に説明していただき、本当に神戸町の避難所はよかったわというような、これを使うことがないことが一番なんですけど、進めていただきたいと思います。

２番目に移ります。

まちづくり戦略課のことについてなんですが、先ほど言われたいろいろな方、工業系統の方、産業、情報、人口の方たちの御意見がいろいろ出ていました。それを生かしていくために、町はさらなる努力が必要と思いますが、どんな御意見が出ていたのかお聞きします。

○議長（西脇博文君）　まちづくり戦略課長　和藤潤司君。

○まちづくり戦略課長（和藤潤司君）　３月１日に行われました総合戦略会議のほうでどのような御意見が出たかという、主な御意見を紹介させていただきたいと思います。

子育て支援の充実をもっと発信して、町民の方に知ってもらうべきであるとか、若年層の定住を図るために町の魅力をもっと子供たちに伝えるべきだ。例えば、また産業振興の対策といたしましては、プレミアム商品券のときに導入いたしました「ごうどＰａｙ」を今後も積極的に活用して地域の消費拡大につなげてはどうかという意見。

次に、人口減少に関わることといたしましては、地域のつながりが薄くなる中で、住民同士の共助を推進していく必要があるなどといった御意見を頂戴したところでございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇博文君）　鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　民間の方たちの意見って、大変やっぱり行政とは違って本当に身近な問題で捉えているなあというふうには思っています。

そういった意味では、子育て支援、大変神戸町いっぱいしていただいています。そのことをもっともっとアピールするべきだと、本当にそのように思っています。プレミアム商品券も非

常に好評だったという意味では、やっぱりこれを続けるＰａｙですね、やっていく方向も必要かなあとは思いますが、それも予算が関係してきますので、一概には言えません。

どれをやったらいいかということを順番を決めて進めていただきたいなと思うんですが、そこで、高齢者の先ほどお話ししました幸福感が15位というのは本当に驚きで、これ喜んでいいなというふうに私も思っております。

ところが、高齢者になり御夫婦が車を返上し、遠くへ買物が行けないというのはこれ現実なんですよね。この幸福感というのが、まだ動ける人たちなのかなあというふうにも思うんです。自分でね、自分の足で、運転もでき自転車も乗れるという人は、この狭い町の中でお買物もできる、病院も行ける、ばらタクありますけど。

そういう意味では、大変町が、私は前々から思っているんです。例えば神戸町の町の中、非常に閑散としています。まちづくり、日吉神社から鍛冶屋町の間、それから駅前通り、大変何も店屋がない。これって町を歩いて、あそこで物買って、あそこで物食べてということが一つもないんですよね。これは、ここにてこ入れをすべきだと思うんです。自販機もないというのは、これどういうことかなと。今、ペットボトルや水筒を持って歩く人がいますけど、しかし、遠くから来た人だったら、やっぱりそういうものは必要です。

駅前のひよしの里、ボランティアの方々も含めて大変元気に頑張っておられます。おられますけれども、あそこに本当に見て、今日これ買っていこう、今日神戸のお野菜いっぱい売っているから買っていこうとか、そういうことがない。いろいろネックはあるんですよね、お聞きしました。これは利益に関わることだから、町が介入できないみたいなことも言われました、町の施設だということで。でも、そこら辺を何とか取っ払って、やっぱり神戸町の産地の物を皆さんに値段を安く、それも規格外でいいんです。そんな規格の物で高い物を売る必要はない。規格外の十分新鮮で新しい物を売るという、買っていただきたいという、そういう思い、それはエコにもつながります。廃棄される野菜が多い中で、やっぱりそういう物を使うべきではないかと、そういうことも考えていただいて。

日吉神社のお祭りも、今盛んに考えられておりますが、お祭りはそのときだけなんですよね。そのとき限りで終わるのではなくて、町の中に人が行き交うような町にぜひしていただきたい。

今後、町の中のちょっと道路がへこんだり突出したりしているところの整備をするようなんですが、そういうものもやはり人がおって整備するということが非常に重要。お金をどこに落とすかということを、やっぱり自治体としてしっかり取り組んでいただきたいなと思うんです。

古いおうちは壊してしまって、砂利のようになっているところがもうほとんど、ところどころにあるんですけれど、古いおうちの利用をもっと考える。そこに、皆さんやる気のある人は、私はいると思うんです。私は10年前にやりたいなと思ったんで、もう今からはできませんけど。

おだんご屋さんをやりたいなとか、うどん屋さんを、皆さん気軽に安くやりたいなと。そこで、人々が来てお話をして、コミュニティーということを先ほども言われました。地域とのつながり、交流、コミュニティー、そういう場所をやっぱりそこらじゅうにつくることが必要だと思うんです。わざわざ公民館のところに行ってコミュニティーのつながりをしましょうということになると、歩いていくには遠過ぎるんですよね。町の中につくるとか、お年寄りが５人、６人集まって100円のコーヒーを飲みながら、今日はどうだったという話をすることがやっぱり健康で長生きする秘訣ではないかなと思うんです。

確かに古い家屋は耐震も心配ですから、それを町としてあっせんするということはなかなかできないとは、それも思っています。もし何かあったときに、崩れてしまったときには町の責任になるというふうに町のほうは考えますので、思いますけれども、まちづくりというのは全体を考えて、もっともっと活性化しなければやっぱり神戸町から出ていってしまう。買物客も出ていってしまう。遊ぶところも出ていって、話し合うところも、そういうふうになってしまいますので、この15位は本当にうれしい番号なんです。うれしい番号なんですけど、それをもっとよりいいものにしていただきたいなと、そんなように思いますがどうでしょうか。

○議長（西脇博文君）　町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　ただいま鈴木議員から、多方面にわたりいろんな事例を挙げていただきまして、町の活性化について御意見をいただきました。

神戸町は、第６次総合計画が令和７年度からスタートいたします。ですから、この６年度はそれの構想期間ということでございます。また、その具体的な事業といたしましては、第３次となります総合戦略の関係です。これもちょうど総合計画に合わせまして、７年度から実施いたすものでございます。

いろんな御意見を頂戴しながら、まずは第６次総合計画に向かって町の将来の基本構想、そして基本計画をしっかり立てまして、具体的な政策につきましては、総合戦略のほうで組み入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西脇博文君）　ここで一言申し上げます。鈴木愛子君に申し上げます。

通告以外の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

鈴木愛子君。

○１０番（鈴木愛子君）　町長の答弁をお聞きして、ぜひ第６次に盛り込んでいただけるとありがたいと思います。

藤井町長に至っては、就任されてからいろいろなことを手がけていただき、本当に町民の皆さん、喜んでいらっしゃることも多いと思います。引き続きの御活躍を望みたいと思いますの

で、ぜひともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（西脇博文君）　これをもって一般質問を終わります。

○議長（西脇博文君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時37分　散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和６年３月13日

議　会　議　長　　西　　脇　　博　　文

署　名　議　員　　鈴　　木　　愛　　子

署　名　議　員　　深　　貝　　仁　　則

令 和 6 年 第 1 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

（ 第 3 号 ）

令 和 6 年 3 月 14 日 （ 木 曜 日 ）

議　事　日　程（第３号）

令和６年３月14日（木曜日）午前９時30分開議

日程第１　議 第 ６ 号　空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第２　議 第 ７ 号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第３　議 第 ８ 号　神戸町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第４　議 第 ９ 号　神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第５　議 第 10 号　神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第６　議 第 11 号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第７　議 第 12 号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第８　議 第 13 号　神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第９　議 第 14 号　神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第10　議 第 15 号　神戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

日程第11　議 第 16 号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第12　議 第 17 号　令和６年度神戸町一般会計予算

日程第13　議 第 18 号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計予算

日程第14　議 第 19 号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15　議 第 20 号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算

日程第16　議 第 21 号　令和６年度神戸町学校給食事業特別会計予算

日程第17　議 第 22 号　令和６年度神戸町水道事業会計予算

日程第18　議 第 23 号　令和６年度神戸町下水道事業会計予算

日程第19　議 第 24 号　町道路線の認定について

日程第20　議 第 25 号　町道路線の変更について

日程第21　議 第 26 号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第22　議 第 27 号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第23　議 第 28 号　副町長の選任について

日程第24　町議第１号　神戸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

出席議員（１０名）

議　長	西　脇　博　文　君	副議長	宮　嶋　健太郎　君
１　番	深　貝　仁　則　君	２　番	大　場　光　晴　君
４　番	小　川　榮　一　君	６　番	林　　利　雄　君
７　番	宮　嶋　三　郎　君	８　番	飯　沼　　満　君
９　番	宮　川　一　美　君	10　番	鈴　木　愛　子　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	藤　井　弘　之　君	教　育　長	宇　野　秀　宣　君
総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	金　指　義　樹　君	民生部長兼 健康福祉課長	河　出　真　志　君
産業建設部調整監兼 建設課長兼 産業環境課長	土　屋　典　生　君	教育部調整監兼 生涯学習課長	石　原　宏　一　君
会計管理者	藤　井　徳　明　君	まちづくり 戦略課長	和　藤　潤　司　君
税務課長	清　水　利　恵　君	住民保険課長	末　村　春　美　君
子ども家庭課長	小　野　　健　君	上下水道課長	立　木　正　一　君
教育課長	大　坪　由　美　君		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹　下　政　文	書　　記	伊　藤　美　月

午前９時30分　開議

○議長（西脇博文君）　おはようございます。

これより本日の会議を始めます。

議第６号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第１、議第６号　空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第６号　空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議第７号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第２、議第７号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第７号　神戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第８号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第３、議第８号　神戸町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第８号　神戸町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第９号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第４、議第９号　神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第９号　神戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第10号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第５、議第10号　神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第10号　神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第11号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第６、議第11号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第11号　神戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第12号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第７、議第12号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第12号　神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第13号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第８、議第13号　神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第13号　神戸町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第14号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第９、議第14号　神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第14号　神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第15号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第10、議第15号　神戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第15号　神戸町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第16号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第11、議第16号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第16号　神戸町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第17号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第12、議第17号　令和６年度神戸町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

宮川一美君。

○９番（宮川一美君）　それでは、質疑をさせていただきます。

予算書の79ページ、委託料のエコプラザごうど設計業務委託料についてであります。

12月の定例会で同僚議員がエコプラザに関して一般質問をされました。そのときに、町長の答弁といたしまして、一般廃棄物処理基本計画の策定に着手していると。それから、策定に当たっては、廃棄物減量化等推進協議会を開催し、令和６年３月で基本計画の策定を完了したいと考えているという答弁をされました。

現在どのように進捗をしているのかということと、それから設計に当たって、設計業者を選定するときにどのように選定をされるのか。選択の方法、それを議会に提示されるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（西脇博文君）　産業建設部調整監　土屋典生君。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　宮川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず１回目、神戸町廃棄物減量化等推進協議会の進捗状況についてでございます。

令和５年度に当神戸町廃棄物減量化等推進協議会を４回開催させていただきました。最終となります第４回の会議が令和６年３月８日金曜日に行われまして、神戸町一般廃棄物の基本処理計画というのを策定させていただいたところでございます。これにつきましては、今後公表させていただくという状況で今進んでおります。

２つ目のエコプラザごうどの建設に向けての今後の予定でございます。

主要事業の19ページに書いてあるとおり、今年度基本設計から各種予算を組ませていただいている状況でございます。今のところ全て白紙でございますので、来年度、この予算を基に全てを制度設計、建築設計を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（西脇博文君）　総務部長　金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　御質問の２点目いただきました業者の選定につきましては、現時点ではプロポーザル型の選考をする予定で進めてまいりたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇博文君）　宮川一美君。

○９番（宮川一美君）　プロポーザルをやられて選定されると。これはいろんなことで今までも経験があることで、これは分かりましたが、その時期的に何月頃にその選定をする、プロポーザルを決めて案を出してもらうでしょう。それをいつ頃にするのか。そして、議会への提示はいつか。

それと、その中で今一番やっぱり関心がある、町民もエコプラザの新しいことに関して非常に関心がありますので、どれくらいの規模でどれくらいの大きさになる、平米数。最近、神戸町では新しい物件がありませんでしたが、非常に大きな仕事だというふうに考えておりますので、その辺のところも公表してやっていくとええかなと。今、省エネの関係とかいろいろそういうこともあるので、その辺のところも鑑みてやられるといいかと思います。

まず、何平米を考えてみえるのかお願いします。

○議長（西脇博文君）　産業建設部調整監　土屋典生君。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　先ほど総務部長が申し上げましたとおり、今回、プロポーザルで計画をしております。プロポーザルには、住民、環境ボランティア団体の代表者や利用される方々の御意見を十分聞いてプロポーザルを開催したいと考えております。その時点で、また利便性、使い勝手を検討したいというふうに検討しておりますので、現在のところ、建築面積等はその時点で決定したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇博文君）　３回目になりますので。宮川さん。

○９番（宮川一美君）　答弁いただきましてありがとうございました。

プロポーザルに関しまして、過去も議会の代表も入ったこともありますし、入らないこともありました。その辺のところも鑑みてやっていただければありがたいと思いますので、またその辺のところを、情報を議会のほうへもしていただき、進行していただければ幸いかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（西脇博文君）　産業建設部調整監　土屋典生君。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　その辺につきましても議員の皆様と連絡を密にいたしまして、よりよいエコプラザを造るように検討してまいりたいと思いますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○９番（宮川一美君）　いつ頃と質問したよ、私。

○議長（西脇博文君）　調整監。

○産業建設部調整監兼建設課長兼産業環境課長（土屋典生君）　来年度、建築設計を全て終える予定でございますので、今、時期は申し上げることはできませんが、なるべく新年度明けましたら早い時期にプロポーザルを開催したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○９番（宮川一美君）　分かりました。

○議長（西脇博文君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第17号　令和６年度神戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第18号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第13、議第18号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第18号　令和６年度神戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第19号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第14、議第19号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第19号　令和６年度神戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第20号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第15、議第20号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第20号　令和６年度神戸町障がい福祉サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第21号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第16、議第21号　令和６年度神戸町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第21号　令和６年度神戸町学校給食事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第22号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第17、議第22号　令和６年度神戸町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第22号　令和６年度神戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第23号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第18、議第23号　令和６年度神戸町下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第23号　令和６年度神戸町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

議第24号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第19、議第24号　町道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第24号　町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

議第25号について（質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第20、議第25号　町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第25号　町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

議第26号及び議第27号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第21、議第26号　人権擁護委員候補者の推薦について、日程第22、議第27号　人権擁護委員候補者の推薦について、以上２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　おはようございます。

それでは、日程第21、議第26号　人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

記として、[redacted] 氏名、田中恵子さん。[redacted]でございます。

３年の任期が令和６年６月30日に満了となるため、再任をお願いするものでございます。現在３期目でございます。任期は３年で、令和６年７月１日から令和９年６月30日までです。

続きまして、日程第22、議第27号　人権擁護委員候補者の推薦についてです。

前文は前議案と同様ですので、省略させていただきます。

記として、[redacted]氏名、野村茂治さん。[redacted]です。

３年の任期が令和６年６月30日に満了となるため、再任をお願いするものでございます。現在１期目でございます。任期は３年で、令和６年７月１日から令和９年６月30日までです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西脇博文君）　これより議第26号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第26号　人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議第27号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第27号　人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定しました。

議第28号について（提案説明・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第23、議第28号　副町長の選任についてを議題とします。

金指義樹君の退場を求めます。

〔総務部長兼総務課長兼危機管理監　金指義樹君　退場〕

提案理由の説明を求めます。

町長　藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君）　日程第23、議第28号　副町長の選任についてです。

本町の副町長に次の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。

記として、[redacted] 氏名、金指義樹。[redacted]であります。

現在、総務部長兼総務課長兼危機管理監であります。

ただいま空席となっております副町長について、選任の同意をいただきます金指義樹君は、就任後は事務方のトップとして全職員を監督し、また町政の発展のため、これまでの行政経験を踏まえ、企画・立案等私の片腕となってこの職務に専念できる人物であると確信しております。

よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西脇博文君）　お諮りします。本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第28号　副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

〔総務部長兼総務課長兼危機管理監　金指義樹君　入場・着席〕

町議第１号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（西脇博文君）　日程第24、町議第１号　神戸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

大場光晴君。

○２番（大場光晴君）　それでは、町議第１号　神戸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、次のとおり発案しましたので御説明いたします。

趣旨説明として、地方自治法の一部改正に伴い、神戸町議会議員と神戸町との間の同法第92条の２に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、この条例を定めようとするものであります。

１枚おめくりください。

神戸町条例第12号　神戸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例であります。

改正前まで、地方自治法第92条の２の規定では、議員個人と町との請負が認められていなかったものが、地方自治法の一部改正等により、政令で定める一定金額（300万円）までは、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなったため、神戸町議会議員の、神戸町に対する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、必要な事項を定めるものであります。

それでは、本条例の内容につきまして御説明を申し上げます。

本条例は、第１条から第５条及び附則から成る条例であります。

第１条は、本条例の目的として、神戸町議会議員が神戸町に対し、請負をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることと規定するものであります。

第２条は、報告として、前会計年度中に町と請負をした議員は、毎年６月１日から同月30日までの間に、議長に対し、請負の状況を報告しなければならない旨を規定するものであります。

第３条は、報告の一覧の作成及び公表として、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならない旨を規定するものであります。

第４条は、報告等の保存及び閲覧等として、第２条による報告及び訂正の保存期間及び閲覧等について規定するものであります。

第５条は、委任として、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることとする委任規定であります。

最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

以上、町議第１号の提案説明とさせていただきます。議員各位の御賛同を賜り、御承認いただきますようお願い申しまして説明を終わります。

○議長（西脇博文君）　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、町議第１号　神戸町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（西脇博文君）　以上で、今定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、ただいま副町長に同意されました金指義樹君から発言の申出がありましたので、これを許可します。

金指義樹君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（金指義樹君）　失礼いたします。

ただいま議長様の発言のお許しをいただきましたので、お礼の言葉を述べさせていただきます。

４月１日よりの副町長の選任につきまして、議員各位には御同意賜り誠にありがとうございました。私が生まれ育った神戸町のために、そして「住み続けたいまち、ごうど」をつくるために、藤井町長の補佐役としてしっかりお支えし、また事務方の責任者として全力を尽くす所存でございます。

また、新年度には、神戸町第６次総合計画、また総合戦略といった計画策定を控えております。これからのまちづくりのために全力を尽くす所存でございます。

議員各位には、引き続き御指導と御鞭撻をお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（西脇博文君）　これをもって、令和６年第１回神戸町議会定例会を閉会します。

慎重審議、誠にお疲れさまでした。

午前10時04分　閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和６年３月14日

議　会　議　長　　西　　脇　　博　　文

署　名　議　員　　鈴　　木　　愛　　子

署　名　議　員　　深　　貝　　仁　　則